

目次

項 目	頁
沿革・歩み	1
金庫の概況及び組織に関する事項	2
財務諸表	14
金庫の主要な事業に関する事項	25
預金に関する指標	27
貸出金等に関する指標	28
有価証券に関する指標	30
信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	31
有価証券等の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	32
子会社等	33
自己資本の充実の状況（自己資本比率規制 第3の柱）	34
開示項目一覧	50

沿革・歩み

昭和26年7月	飯能信用組合創立	平成25年8月	預金量1兆1,000億円達成
昭和27年8月	飯能信用金庫に改組	平成26年11月	女性職員による委員会「HLC アザレア」発足
昭和44年3月	預金量100億円達成	平成27年7月	出資証券電子化（ペーパーレス化）を実施
昭和46年12月	日本銀行と取引開始	平成28年4月	「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画表」公表
昭和48年11月	預金オンラインの稼働	6月	預金量1兆2,000億円達成
昭和51年7月	預金量500億円達成	12月	LINE@の導入
昭和53年1月	預金総合オンラインシステム全店稼働	平成29年4月	「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画」策定
昭和54年9月	外貨両替業務取扱開始	8月	はんしんビジネスカレッジ「竹林舎さいたま」開講
昭和55年2月	融資オンラインシステム全店稼働	12月	貸出量5,000億円達成
11月	CD（現金自動支払機）全店導入稼働開始	令和元年6月	各商工会議所および各商工会との「業務連携・協力に関する連携協定書」を締結
12月	預金量1,000億円達成	令和2年6月	預金量1兆3,000億円達成
昭和56年10月	ATM（現金自動入出金機）全店導入稼働開始	11月	「はんしん投信インターネットサービス」運用開始
昭和60年4月	「はんしんオーナーズクラブ（HOC）」発足	12月	SDGs 宣言を公表
5月	新事務センターオンライン稼働	令和3年3月	ホームページリニューアル
平成2年9月	はんしん「年金友の会」YOU YOU クラブ発足	7月	創立70周年
平成3年8月	POST21 推進委員会発足	8月	LINE 公式アカウントのリニューアル
平成6年12月	預金量5,000億円達成	8月	スマホ口座開設サービス運用開始
平成7年2月	新商品「はんしん福祉預金プラス」発売	12月	「はんしん奨学金」制度を創設
平成9年11月	ホームページの開設	12月	貸出量6,000億円達成
平成12年10月	新本店ビル竣工	令和4年9月	デジタルサイネージ広告の放映開始
平成13年4月	START21 推進委員会発足	11月	「伴走支援型地域プラットフォーム」の創設
7月	創立50周年	令和5年1月	パーパス～地域における存在意義～の制定
平成15年10月	新コンピュータシステム移行	3月	「健康経営優良法人」の認定取得
平成17年2月	インターネットバンキングサービスの取扱開始	10月	Instagram アカウントの開設
5月	統合 ATM サービス運用開始	令和6年4月	預金量1兆4,000億円達成
12月	ローンプラザ営業開始（飯能、所沢、入間、鶴ヶ島）	8月	X（旧 Twitter）アカウントの開設
平成18年1月	4業態による ATM 相互入金業務提携	8月	「はんのう昭和盆踊り」開催
9月	はんしんビジネスカレッジ「竹林舎」開講	11月	「DX 認定事業者」の認定取得
平成22年3月	「1兆円記念定期預金」発売	令和7年7月	オリジナルキャラクター「つながりす」の誕生
4月	預金量1兆円達成	7月	タブレット完結型の窓口支援システムを全店導入
平成23年6月	「創立60周年記念定期預金（同時企画 震災復興支援定期預金）」発売	7月	貸出量7,000億円達成
7月	創立60周年を迎え CI を導入	9月	ATM の全台入替を実施
7月	「はんしん地域活性化助成金」を創設	令和8年2月	南大塚支店のリニューアル、プレオープン
平成24年9月	個人ファイナンス相談窓口「ファイナンスセンター」新設	3月	「Total Support つながり」取扱い開始
11月	「第1回埼玉県西部エリア 飯能信用金庫理事長杯少年野球大会」開催	7月	創立75周年
12月	子供向け会員組織「はんしんキッズクラブ」発足		

金庫の概況及び組織に関する事項

主要な事業内容

- 1 預金及び定期積金の受入れ
- 2 資金の貸付け及び手形の割引
- 3 為替取引
- 4 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするものに限る。）
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証券の取得・譲渡に係る付随業務）
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人福祉医療機構、年金積立金管理運用独立行政法人、日本銀行、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本酒造組合中央会、一般社団法人しんきん保証基金、公益財団法人不動産流通推進センター、東日本建設業保証株式会社
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る。）
金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
 - (9) 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る。）
三井住友信託銀行
信金中央金庫
 - (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (12) 振替業
 - (13) 両替
 - (14) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）であって信用金庫法施行規則に定めるもの（(5)に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - (15) 金融等デリバティブ取引（(5) (14)に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - (16) ファイナンス・リース取引の媒介（会員又はこれに準ずる者として信用金庫法施行規則で定めるもののためにするものに限る。）
- 5 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
- 6 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
 - (2) 当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
 - (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
 - (4) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
 - (5) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）により行う業務
 - (6) 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和3年法律第80号）第54条第1項により行う共済募集

中小企業の経営をサポートする取組みについて

当金庫では、経営理念の実現を目指して事業者の方への円滑な資金供給や経営支援に取り組んでいます。

営業店と本部が一体となり、事業者の方のライフステージに合わせて、経営の課題に応じたソリューションを提供するとともに、必要に応じて外部機関と連携してコンサルティング機能を発揮し、きめ細やかな対応に努めています。

1. 創業・新事業支援		
日本政策金融公庫との連携による協調融資商品や信用保証協会との連携により、幅広いご融資の案件に対応しています。また、ご融資だけではなく、お客さまの創業をサポートするさまざまな支援を実施しています。		
取組内容	令和6年度	令和7年度
創業・新事業支援先数	160 件	102 件
創業・新事業支援融資件数	161 件	114 件
2. 本業支援		
取引先事業者の方の売上向上や利益向上、企業の付加価値向上につながる支援体制を整備しています。さまざまな経営課題の解決に取り組み、外部専門家や専門機関と連携し、より実効性の高い本業支援に取り組んでいます。		
取組内容	令和6年度	令和7年度
本業支援件数	2,090 件	1,988 件
外部連携先紹介件数	319 件	430 件
3. 事業再生		
事業者の方のライフステージに応じたさまざまなご提案をしています。外部支援機関と連携し、事業再生を積極的にサポートします。また、現状分析や経営改善に向けたアドバイス、経営改善計画の策定支援に取り組んでいます。		
取組内容	令和6年度	令和7年度
中小企業活性化協議会の活用（収益力改善支援事業を含む）	5 先	4 先
当金庫が中心となって策定した再生計画策定先 （うち、メイン金融機関として再生計画を策定した先数）	16 先 (12 先)	11 先 (8 先)
4. 事業承継		
事業承継は、企業経営者にとって重要課題と認識しています。後継者対策などのさまざまな課題に迅速かつ丁寧に対応し、必要に応じ M&A などのソリューションを提供しています。		
第三者承継を検討される事業者の方には、営業店と本部承継ソリューショングループが連携し、当金庫のお客さま同士のマッチングなど、事業者の方のご意向に寄り添った支援に取り組んでいます。		
取組内容	令和6年度	令和7年度
事業承継相談件数	197 件	403 件
M&A 成約件数	4 件	4 件

経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況について

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を次のとおり策定しています。

同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- ・お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- ・上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ・経営者保証を提供いただく場合は、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ・お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ・事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ・お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以 上

「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

取組内容	令和6年度	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	2,773 件	3,211 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	34.9%	42.4%
保証契約を解除した件数	140 件	145 件

※「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

総代会制度について

■ 総代会の役割と機能

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員（出資者）一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

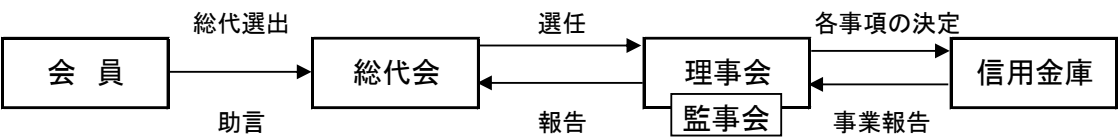
この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

信用金庫の組織は、総代会で選ばれた理事によって理事会が構成され、そこで理事長などの代表理事も選任されます。

また、日常の業務は、理事会の決定によって行われ運営されています。

当金庫は、埼玉県と東京都の一部を主要な営業地域とし、中小企業の方々や個人のみなさま 75,666 名（令和 8 年 3 月末現在）が出資し、会員になっていただいています。会員のご意見を代表する総代を地区ごとに選考し、会員総会に代わる通常総代会を毎年 6 月に開催しています。総代数は 115 名（令和 8 年 7 月現在）です。

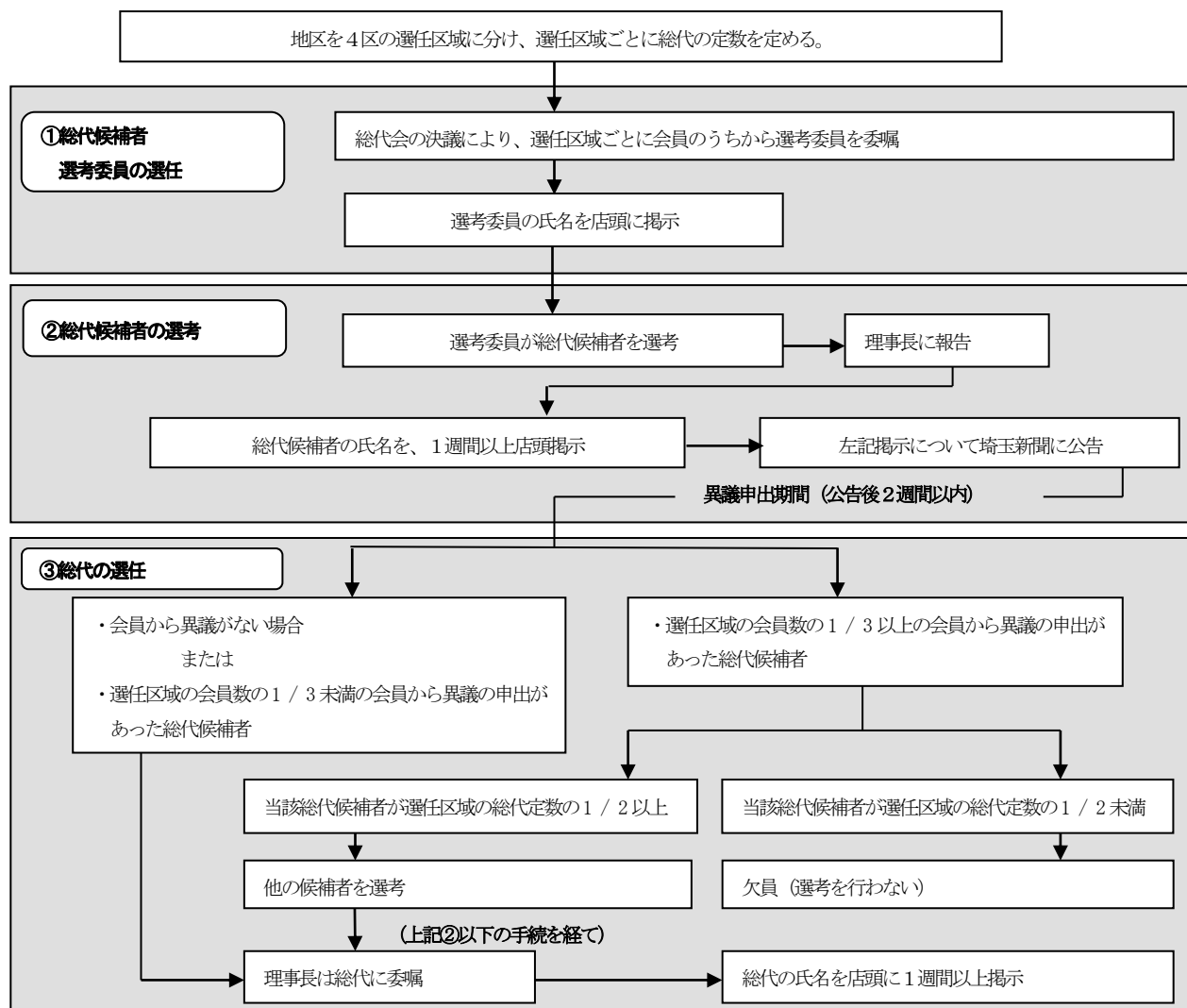
■ 総代会を中心とする仕組み



■ 総代の氏名（令和8年7月現在）

選任区域			総代数	氏 名											
第1区	飯能市	秩父市	日高市	31名	堀 武美	14	柿沼 敏夫	8	猪俣 利雄	3	守田 良克	2	清水 慶育	1	
	越生町	毛呂山町	横瀬町		占澤 俊明	13	新堀 寛	8	加藤 義明	3	高麗 文康	2	市川 治子	1	
	青梅市	あきる野市	日の出町		加藤 正幸	12	山口 壽秀	8	木村 憲司	3	細田 浩司	2	石岡 純	1	
					土屋 満和子	12	伊澤 健司	5	駒井 克男	3	清水 敬一郎	2			
					吉田 行男	11	小澤 英喜	5	中里 忠夫	3	宇津木 俊子	1			
					大河原 章吉	10	鈴木 智之	4	林 英夫	3	鈴木 康弘	1			
					奥富 紀良	8	細田 栄能介	4	増岡 利和	3	吉澤 千嘉子	1			
第2区	所沢市	新座市	東村山市	29名	増田 敬喜	15	田中 武一	8	大鶴 規雄	3	高木 聡	2	河島 慎吾	1	
	武蔵村山市	東大和市	清瀬市		安永 久人	11	山口 康幸	8	小泉 栄	3	石塚 勲	2			
	東久留米市	小平市	西東京市		内野 正幸	8	深井 保壽	6	中野 紀一	3	井口 一世	1			
	立川市	国分寺市	和光市		大木 敬治	8	内野 光裕	4	西川 誠一	3	石井 秀夫	1			
	杉並区	練馬区	中野区		豊島区	片居木 栄	8	肥沼 一彦	4	古谷 賢一	3	常岡 新二	1		
	新宿区	北区	武蔵野市		三鷹市	北田 功	8	佐久間 幸恵	4	松尾 正	3	鈴木 健之	1		
	小金井市	国立市				澤田 福衛	8	大関 博文	3	長沼 浩	2	藍川 真樹	1		
第3区	狭山市	入間市	羽村市	24名	新井 利司	16	秋葉 和夫	5	尾池 重孝	4	後藤 清	3	杉田 宏充	2	
	福生市	昭島市	瑞穂町		安孫子 竹春	8	滝沢 文夫	5	関根 栄一	4	高柳 清孝	3	河村 佳樹	1	
					久保田 明	8	田口 勇男	5	西村 孝	4	占澤 誠十	2	野口 靖雄	1	
					高橋 満男	8	西沢 正平	5	水村 吉伸	4	山口 幸藏	2	田島 洋一	1	
					渡辺 利明	6	斎藤 賢吾	4	木下 登	3	荒井 英郎	2			
第4区	川越市	ふじみ野市	富士見市	31名	島村 善博	12	平沼 一幸	8	石井 成人	4	島村 健	3	鈴木 哲朗	1	
	東松山市	朝霞市	志木市		清水 純一	12	湯澤 俊	8	斉藤 勇司	4	関根 年修	3	今泉 正徳	1	
	坂戸市	鶴ヶ島市	さいたま市		貫井 茂子	12	渡邊 留雄	8	島村 直志	4	大野 操	2	川端 登	1	
	上尾市	戸田市	蕨市		川口市	荻野 勇	8	池野谷 ひろみ	7	栃原 綾子	4	鈴木 健二	2		
	板橋区	三芳町	川島町		吉見町	久保田 利明	8	福島 一嘉	6	中里 義雄	4	石坂 知子	2		
	鳩山町	滑川町	嵐山町		ときがわ町	関根 勇治	8	鈴木 孝明	5	藤原 勇次	4	内田 敏一	2		
						中村 孝人	8	原 敏成	5	木村 和男	3	関根 一成	2		

■ 総代選任までの手続き



Q. 総代候補者となる資格はどのようなになっていますか？

資格は当金庫の会員（出資者）であることです。会員になる資格は飯能信用金庫の営業地区にお住まいの方、お勤めの方、事業所をお持ちの方です。ただし、個人事業者で常時使用する従業員数が300人を超える場合、また、法人事業者で常時使用する従業員数が300人を超え、かつ資本金が9億円を超える場合には会員になることはできません。

Q. 総代候補者の選考基準はどのようなになっていますか？

「地元中小企業者の健全な育成」、「豊かな住民生活の実現」および「地域社会繁栄への奉仕」という信用金庫の理念をもとに地域金融機関としての社会的使命をご理解いただき、「お互いに助け合い、お互いに発展していく」ことに寄与できる方々を選考しています。

- ・ 総代としてふさわしい見識を有している
- ・ 地域での居住年数が長く、地縁人縁が広い
- ・ 良識をもって正しい判断ができる
- ・ 総代の役割を理解し、飯能信用金庫の発展に貢献できる
- ・ 地域における信望が厚く、総代としてふさわしい

Q. 総代の選任方法、定数と任期はどのように規定されていますか？

総代は会員を代表して、会員の総意を飯能信用金庫の経営に反映させる重要な役割を担っています。

選任方法は、総代会の決議により会員の中から総代候補者選考委員を選任し、選考委員会で選考基準に基づいて総代候補者を選考します。総代候補者は、会員により信任され、総代を委嘱される、という手続きです。

当金庫の定款に、総代の定数が90人以上120人以内、と規定されています。総代の任期は定款等により、原則として1期2年で3期6年を限度とし、満80歳を超えないことになっています。

Q. 第75期通常総代会の決議事項はどのような事項でしたか？

令和8年6月26日に、第75期通常総代会を開催しました。次の事項が付議され、それぞれ原案どおりに承認されました。

- | | |
|------|--|
| 報告事項 | 第75期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）
業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金処分案承認の件 |
| | 第2号議案 定款の一部変更に関する件 |
| | 第3号議案 会員の除名に関する件 |
| | 第4号議案 総代候補者選考委員の選任に関する件 |
| | 第5号議案 役員改選による候補者選任に関する件 |
| | 第6号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈に関する件 |

内部管理態勢について

当金庫は、業務の健全性および適切性の確保に向けた内部管理態勢の充実に努めています。

内部管理態勢とは、事業目的を適正に達成するために、組織内において適用されるルールや業務プロセスを整備し、適切に運用するシステムをいいます。具体的には、コーポレートガバナンスの整備、リスク管理の強化、コンプライアンスの徹底などに取り組むことにより、経営基盤の整備・構築を図っています。

コーポレートガバナンス

総代会制度を通じて会員・お客さまの声を事業運営に反映させる仕組みをとっています。みなさまのご意見を経営に適切に反映させ、身近な地域金融機関として全役職員が経営理念の実現に取り組むことがコーポレートガバナンスの向上につながります。コーポレートガバナンスの向上は、経営計画の着実な遂行と不祥事の防止等に直結するものであり、次頁以降で説明しているリスク管理とコンプライアンス（法令等遵守）に経営の根幹として積極的に取り組んでいます。

■ 総代会

総代会は、当金庫の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告とともに、剰余金処分、定款変更、理事・監事の選任等、当金庫の重要事項に関する審議・決議が行われます。平成23年度には総代の定数を増加し、総代会の充実に努めました。

■ 経営管理

理事会では重要事項を意思決定するとともに、業務執行の監督を行っています。理事会を補佐する機関として、ALM委員会やコンプライアンス委員会等、各種委員会を設置しています。

監事は監事会を形成し、理事の職務執行、コンプライアンスや経営全般にわたるリスク管理への対応状況、業務・財務の状況について監査を実施しています。

■ 経営情報の開示

平成15年から毎年7月に当金庫の近況と今後の主要施策などを積極的に開示する目的で「飯能信用金庫 近況説明会」を開催しています。令和7年度は、飯能会場および川越会場の2回に分けて開催しました。

■ 内部統制

当金庫では、業務の健全性および適切性を確保するため「内部管理基本方針」を次のとおり定め、役職員に周知しています。

内部管理基本方針

信用金庫法および信用金庫法施行規則に基づき、自らの業務の健全性・適切性を確保するための態勢に係る基本的な事項を次のとおり定める。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 次に掲げる体制その他の当金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当金庫の子法人等の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制
 - (2) 当金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (3) 当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (4) 当該金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
6. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
7. 前号の職員の当金庫の理事からの独立性に関する事項
8. 次に掲げる体制その他の当該金庫の監事への報告に関する体制
 - (1) 当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告をするための体制

- (2) 当金庫の子法人等の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当金庫の監事に報告するための体制
9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
10. 当該金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
11. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部管理基本方針の主な運用状況の概要

1. コンプライアンス体制の整備について

当金庫では、法令等遵守に係る基本方針・規程を「コンプライアンス・マニュアル」として定め、これに則った業務運営を実現するために「コンプライアンス委員会規程」に基づき年6回の「コンプライアンス委員会」を開催し、コンプライアンス体制の整備を図っています。

また、各部店では、「コンプライアンス・プログラム」に基づき、役員との意見交換会、臨店、各種階層別研修、部店内研修等を通じて、経営理念およびバリューパスを踏まえた倫理観・コンプライアンス意識の浸透を図るとともに、「自ら考えるコンプライアンス」の実践により、不適切事案の未然防止と顧客本位の業務運営の徹底に取り組みました。

不適切事案発生時には、速やかな報告、原因調査、改善策の協議および再発防止支援を行う体制とするとともに、お客様からのご意見・苦情等の分析・還元を通じて業務改善に努めました。

さらに、法令違反の場合には、公益通報者保護法に基づき行政機関または外部機関へ通報できるようにし、内部通報制度の有効性を確保しています。

なお、監事についても内部通報制度の窓口とし、有効性を確保する体制としています。

2. リスク管理体制の整備について

当金庫では、各種業務執行に伴い発生する様々なリスクを統一的に管理することによって金庫経営の健全性を確保するため、「統一的リスク管理方針」を定め、「統一的リスク管理規程」に基づき信用リスク・市場リスク・流動性リスク・オペレーショナルリスク等業務執行に係る全てのリスクを管理しています。

具体的には、リスク管理統括部会を年12回開催、ALM委員会を年12回開催し、定期的または必要に応じ、経営体力と収益性のバランスを踏まえた適切なリスクテイクについて協議しています。

また、重要事項は常勤理事会または理事会に報告・付議しています。

3. 理事会による監督体制について

当金庫では、「理事会規程」に基づき、「理事会」を年11回開催しています。

また、当金庫の経営方針および業務戦略にかかわる重要な事項については理事会で意思決定しています。

さらに、理事会は各理事の職務の執行状況について報告させる体制としています。

4. 監事に対する報告体制について

当金庫では、監事は重要な意思決定の過程および業務執行状況を把握するため、理事会、常勤理事会およびその他重要な委員会等に出席しています。

また、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、監査部署等の管理者との緊密な連携を図り、必要に応じて情報交換を行う等、適正な監査の実施に努めています。

なお、監事監査の方針、監査計画、監査の方法、監査業務の分担などを決議するため、「監事会規程」および「監事監査規程」に基づき、「監事会」を年10回開催しています。

リスク管理について

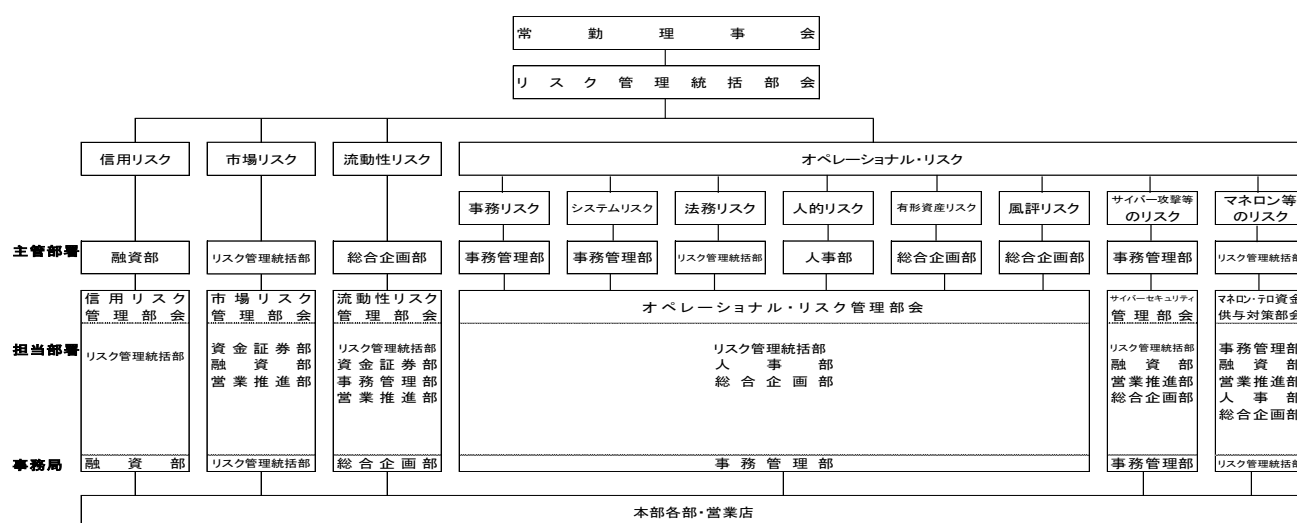
金融・経済の自由化、グローバル化、システムの高度化等に伴い、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク、サイバー攻撃等のリスク、マネロン・テロ資金供与等のリスク）など、金融機関を取り巻く各種リスクが複雑化・多様化しています。こうした状況のもと、経営の健全性・安全性を維持し、地域社会の発展に貢献していくためには、リスク管理の強化が不可欠になっています。

当金庫は、経営戦略やリスク特性等に応じて、適切に統合的なリスク管理を行う態勢を構築するため、「統合的リスク管理方針」を制定しています。また、「統合的リスク管理規程」に基づき、各種業務に伴い発生するさまざまなリスクを正しく把握し、かつ金融情勢の変化に対応できるようリスクを統合的に管理することで、健全性の確保を図っています。

監査体制は、監査部による内部監査、外部監査人である太陽有限責任監査法人による監査および当金庫の監事監査等により、業務運営の厳格なチェックが行われています。

また、システム関連のチェックについては、外部監査人によるシステム監査を実施しています。

■ 統合的リスク管理体制 組織図



■ 業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）

金融機関の抱えるリスクは多様化・複雑化するとともに、災害等さまざまなリスクも顕在化しています。地域金融機関として、自然災害などの危機発生時における初期対応や地域に対する情報発信等は重要な役割です。

当金庫は、大規模災害やシステム障害等の危機事態発生時、金庫の業務継続に関する基本方針、体制、手順等を定め、金融機能を維持することを目的とする「業務継続計画」を制定しています。

1. 基本方針

危機事態が発生した場合、可能な限り業務の継続を図り、取引顧客等への影響を最小化することは勿論のこと、次の事項を基本方針に地域金融機関としての役割を担うものとする。

- （1）顧客と役職員の人命の保護と安全を最優先する。
- （2）経営資源の安全保護、業務継続の維持と早期再開により、経営損失の最小化を図る。
- （3）地域住民の生活や経済活動の維持に係る支援に努めるとともに、地域社会と協力し二次災害の防止に努める。

2. 再開目標

- （1）業務再開（暫定対応）は、営業態勢整備による当日中の再開を目途とし、「緊急時における営業店業務の取扱要領」に定める業務を実施する。
- （2）オンラインシステムの復旧は、しんきん共同センターと協調して対応し、災害後1～2日程度を目途とする。

3. 想定する事象等

- （1）危機事態の事象
 - ① 地震等の大規模災害発生による危機
 - ② 大規模停電、コンピューター事故、テロ等によるシステム障害危機
 - ③ 新型インフルエンザ等による人的リスク

(2) 被災事象

- ① 本部システムおよび営業店機能停止
- ② 共同センターシステム機能停止
- ③ 共同センターならびに金庫ともに機能停止

(3) 危機事象発生時は本計画ならびに事象に応じてコンティンジェンシープランにより対応する。

■ サイバーセキュリティ取組方針

当金庫は、その公共的使命と社会的責任を十分認識のうえ、安心・安全なシステムサービスの提供に努めておりますが、今般、サイバーセキュリティの脅威が高まる状況を踏まえ、サイバーセキュリティへの取組みを重要な経営課題と位置づけ、その対応にあたっては、サイバーセキュリティに関する管理態勢を構築し、サイバーセキュリティ基本法およびその他関係諸法令等を遵守のうえ、業界関連組織（全国信用金庫協会、信金中央金庫、しんきん共同センター、しんきん情報システムセンター等）および関係省庁等と緊密に連携しながら継続的に実施します。

1. 経営陣の責務

経営陣は、自らがリーダーシップを発揮し、サイバーセキュリティリスクを把握するとともに、必要となる経営資源を配分し、サイバーセキュリティに関する管理態勢の整備および対策の実施等に努めます。

2. 管理態勢の整備

当金庫は、サイバーセキュリティリスクへの対応に関する役割と責任範囲を明確にし、サイバーセキュリティ管理態勢を構築します。具体的には、サイバー攻撃の特定、防御および検知体制を整備するとともに、インシデント発生時の業務継続計画や緊急対応態勢およびサイバー攻撃に備えた業務継続・復旧体制を整備します。

また、役職員のサイバーセキュリティにかかわる意識向上に必要な教育・訓練等の啓発活動に努めるとともに、サイバーセキュリティに関する専門的な人材の確保・育成に取り組みます。

3. 対策の実施

当金庫は、サイバーセキュリティリスクを把握したうえで、当金庫が提供するシステムサービスに必要なサイバーセキュリティ対策を中期経営計画や単年度の事業計画等に盛り込み実施するとともに、事業環境やリスクの変化に対応するための見直しを実施します。

また、整備した管理態勢の有効性や実効性を確認・検証するため、訓練や演習を実施し、サイバーセキュリティリスクへの対応力の向上に努めるとともに、把握したサイバーセキュリティリスクの発生・対応状況等を定期的に経営陣に報告します。

4. 委託先の管理

当金庫は、委託先（サードパーティを含む。）におけるサイバーセキュリティ対策について、適切な管理に努めます。

また、委託先との契約については、サイバーセキュリティリスクへの対応に関する役割と責任範囲を明確化するとともに、履行状況等の継続的な確認を実施します。

5. 関係者との情報連携

当金庫は、平時および有事において、業界関連組織、関係省庁、サイバーセキュリティ関係機関および委託先等と緊密に連携のうえ、サイバーセキュリティに関する情報共有および情報開示に努めます。

■ インターネットバンキング不正送金対策

現在、インターネットバンキングを利用した不正送金被害が全国で多発しています。このような被害を防止するため当金庫では以下の対策を実施しています。

1. 個人向けインターネットバンキング

令和6年8月から振込・税金・各種公共料金の支払い等をご利用には「ワンタイムパスワード」を必ずご利用いただいています。（残高照会、口座の入出金明細照会は従来どおりご利用いただけます。）

令和8年4月から振込時の限度額を引き下げさせていただいています。（ご契約中のお客様は1日あたり100万円、新規ご契約のお客様は1日あたり50万円となります。）

2. 法人向けインターネットバンキング

令和7年8月から当日扱いの都度振込をご利用には「ワンタイムパスワード」もしくは「電子証明書」を必ずご利用いただいています。（予約振込、総合振込、給与・賞与振込、口座振替は従来どおりご利用いただけます。）

ワンタイムパスワード： ログイン時や振込・ペイジーの払込等の際に、ワンタイムパスワードを生成する「トークン」に表示される一定時間で切り替わる使い捨てのパスワードのことで、固定のパスワードに比べて高いセキュリティでお取引を行うことができます。当金庫では、「ソフトウェアトークン（無料）」と「ハードウェアトークン（有料）」の2種類をご用意しています。

電子証明書： 電子証明書とは電子的に作られた身分証明書です。電子証明書をパソコンに保存し、インターネットバンキング利用時に電子証明書を提示することにより、お客さまご本人であることを確認するために用いられるものです。（ご利用端末が Windows のお客様のみにご利用いただけます。）

なお、対策を講じているお客様でも以下のような詐欺被害に遭うケースが全国の金融機関で確認されていますので、ご注意ください。

1. サポート詐欺

パソコンやスマートフォンを使用中に、突然「ウイルスに感染しました」等の偽の警告画面を表示させて電話をかけさせ、「ウイルスの除去」「ウイルス対策ソフトのインストール」等の名目で金銭を要求する「サポート詐欺」が急増しております。偽の警告画面に表示されている電話番号に問い合わせをしたり、要求されているソフトを安易にダウンロード、インストールしないようご注意ください。

2. フィッシング詐欺

金融機関を騙る偽電話（自動音声の場合あり）や偽メールにより、お客さま情報（パスワード等）を開き出す事象が確認されています。

金融機関では電話やメールにて、次のような要求をすることはございません。

- （1）お客さま情報の確認や個人情報、メールアドレス等の連絡先の提供をお願いすること。
- （2）キャッシュカードの暗証番号、インターネットバンキングの ID、パスワード等の確認や入力をお願いすること。（ただし、お客さまからのお問い合わせの場合は除きます。）

身に覚えのない不審な電話やメールを受けた場合は、ログイン ID、パスワードおよび口座情報等の回答や入力を行わないようご注意ください。

■ マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策

IT 技術の進歩や経済・金融サービスのグローバル化が進むなか、マネー・ローンダリング（以下「マネロン」という。）・テロ資金供与・拡散金融に関する情勢は絶えず変化しており、各国協調のもと、その対策を強力に推進しているところです。そのようななか、我が国の金融システムがマネロン・テロ資金供与・拡散金融に利用されず、健全にその機能を維持していくことが強く求められています。

当金庫においては「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー」において経営上の重要な課題の1つとして位置づけており、中期経営計画においてもマネロン・テロ資金供与対策を経営戦略の重要な課題の1つとして位置づけ、理事会で承認を受けています。

経営陣においてはマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策が円滑かつ効率的に対策が実施できるよう、必要な連携の枠組みや所管部署等に対する権限、人材の配置等、各施策を実施する部署等に対する支援を適切に実行しています。

また、マネロン・テロ資金供与対策に関わる役員と第2線の各部門長、あるいは各部門間の定期的な情報交換や協議事項への対応については、マネロン・テロ資金供与対策部会にて定期的に行われているほか、同対策部会の協議事項は必要に応じてリスク管理統括部会・常勤理事会で報告がなされ、役員間の連携が図られています。

なお、当金庫においても、経営陣主導のもと、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係るリスク評価書」を策定し、これを踏まえてリスク低減に必要な措置を検討・実施する等、組織を挙げてマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する管理態勢の整備に努めています。

職員への教育においては、営業店職員・本部職員とも第1の防衛線に求められる知識の底上げと顧客への対応力向上のため、年2回（上・下期）試験料を当金庫が負担し、金融 AML オフィサー認定試験を取得させています。

また、各職員の役割に応じて対面や WEB での研修を行うとともに研修受講者が講師となり、各営業店で勉強会を行うなどマネロン対策に係る全ての職員の知識の充実を図るとともに、営業店全職員を対象にマネロン対策確認テストを実施し、分析結果に基づくフォローアップ研修の実施により、職員の知識の定着を図っています。

なお、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策として各金融機関では、お客さまの現在の情報を定期的に確認する取組みを順次行っております。お客さまにおかれましては、当金庫からの「お客さまの情報」に関する定期的な確認の依頼に対して、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

マネー・ローンダリング： 非合法行為で得た資金を正当な取引で得た資金のように見せかけたり、口座を転々とさせることで、その資金の出所や真の所有者を分らないようにする行為

テロ資金供与： 爆弾テロやハイジャックなどのテロ行為の実行を目的として、そのために必要な資金をテロリストに提供すること

拡散金融： 核兵器をはじめとした大量破壊兵器等の製造、取得、輸送などに係る活動への資金供与をする行為

コンプライアンス（法令等遵守）について

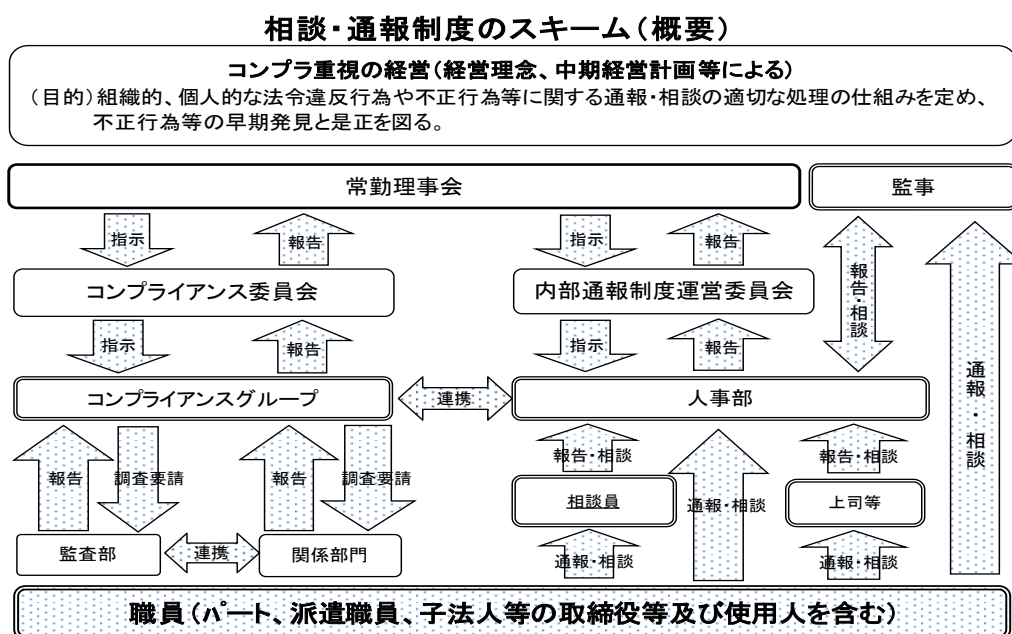
信用金庫は高い公共性、法令等遵守の姿勢が求められています。当金庫は、経営計画でコンプライアンスを最重要事項として位置付け、「法令等遵守方針」を制定し、組織全体に周知徹底しています。

役職員のコンプライアンスに対する理解を一層深めることが、お客さまからの信頼獲得につながると考え、平成21年4月に「法令等遵守方針」を制定しました。本部各部署および各店舗には、コンプライアンス担当者（以後担当者）を配置し、新任の担当者には研修を実施するとともに、職位別・担当別にコンプライアンスの取組みを徹底しています。

コンプライアンス意識の理解を一層深めるため「コンプライアンス・マニュアル」を活用するとともに、同マニュアルを必要に応じて改訂し、知識の刷新と倫理観の向上を図っています。また、コンプライアンスを徹底するため、コンプライアンスグループが各店舗を臨店し、職員が規程どおりの業務運営をしているかを検証するとともに、職員の倫理観醸成に向けた面談指導を行っています。

さらに、お客さまからの苦情等の事例に関しては、コンプライアンスグループが定期的に類型別取りまとめを行い、適切な対応方法等を研修会の資料として職員に還元し、苦情等の未然防止・再発防止に努めています。

■ コンプライアンス体制図



1. 内部通報に関する報告（内部通報制度規程第4条）（抜粋）

職員等が、法令、定款違反またはその可能性がある事実を発見した場合や、当金庫または子法人等に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合は、直ちに人事部又は相談員もしくは監事へ報告しなければならない。

2. 内部通報に関する通報等（同規程第5条関係）（抜粋）

- ① 通報及び相談は実名により直接人事部又は相談員もしくは監事に行うものとするが、上司等を経由して行うこともできるものとする。
- ② 職員等から通報又は相談を受けた上司等は、速やかに人事部もしくは監事に報告しなければならない。
- ③ 方法は電話・電子メール・FAX・書面・面談とする。
- ④ 職員等は第4条及び本条第1項の定めにかかわらず法令違反の場合には公益通報者保護法に基づき、行政機関または外部機関へ通報することもできる。

3. ハラスメントに関する相談・報告

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊婦・出産・育児休業等に関するハラスメントを職場、他社の事業主や従業員、顧客から受けた場合は、直ちに相談員、もしくは人事部または監事へ報告しなければならない。

■ 金融ADR制度への対応

1. 苦情処理措置について

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は「店舗のご案内」参照）またはリスク管理統括部お客様相談担当（電話：042-972-8176）にお申し出ください。

2. 紛争解決措置について

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日にリスク管理統括部お客様相談担当または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお客さまからお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取り次ぎします。なお、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。また、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用いただく方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所またはリスク管理統括部お客様相談担当」にお尋ねください。

このほかにも、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出があれば、埼玉弁護士会（電話：048-710-5666）の示談・仲裁センターにお取り次ぎします。また、お客さまから弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

金融ADR制度： 金融分野における紛争を解決するための裁判外紛争解決制度（Alternative Dispute Resolution）のことをいいます。訴訟に代わるあっせん・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡易・柔軟な紛争解決が期待されます。金融ADR制度は、苦情処理と紛争解決の両方を対象とする制度として整備されています。

■ 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、次のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として厳正に対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

■ 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

■ お客さま本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）に関する基本方針

当金庫は、資産形成・資産運用業務において「お客さま本位の業務運営」を实践するため以下を基本方針とし、遵守します。

1. お客さまに対して誠実・公正に業務を行い、お客さまの最善の利益を追求します。
 - ・お客さまの知識・経験・財産の状況・目的等に照らし、適切な金融商品を提案します。
 - ・お客さまのライフイベント・ライフサイクルに沿ったサービス・商品を提供します。
2. お客さまの多様なニーズに応じた金融商品を提供します。
 - ・お客さまの多様なニーズに応えるため「中長期的な資産形成」等に適した金融商品の提供に努めます。
 - ・取扱商品は商品の特性やリスクを十分に把握して選定します。
3. お客さまの投資判断等に必要な情報を分かり易く説明します。
 - ・各金融商品の特性やリスク等について、資料等を活用してお客さまの立場に立ったより分かり易い説明に努めます。
 - ・お客さまに負担いただく手数料については、明確化して分かり易い説明を行います。
 - ・商品販売後もアフターフォローの充実に努め、市場環境等の適切な情報提供に努めます。
4. お客さま本位の業務運営を実現するため販売態勢整備に努めます。
 - ・お客さまの声を真摯に受け止め、より良い販売態勢を構築します。
 - ・職員研修等を通じて担当者の知識およびスキル向上に努めます。

財務諸表

貸借対照表

資産の部			負債及び純資産の部		
			(単位：百万円)		
科 目	令和6年度 (第74期)	令和7年度 (第75期)	科 目	令和6年度 (第74期)	令和7年度 (第75期)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金	10,778	9,192	預 金 積 金	1,417,109	1,454,968
預 け 金	317,185	308,351	当 座 預 金	13,891	13,506
買 入 金 銭 債 権	388	348	普 通 預 金	721,323	737,411
金 銭 の 信 託	11,595	13,468	通 知 預 金	5,037	9,331
有 価 証 券	538,491	526,895	定 期 預 金	651,163	669,937
国 債	170,677	163,542	定 期 積 金	17,034	15,926
地 方 債	18,064	17,793	そ の 他 の 預 金	8,657	8,852
社 債	121,916	120,947	借 用 金	72,239	44,210
株 式	22,954	31,947	借 入 金	72,239	44,210
そ の 他 の 証 券	204,878	192,665	そ の 他 負 債	4,378	4,804
貸 出 金	688,984	727,136	未 決 済 為 替 借	442	425
割 引 手 形	1,333	749	未 払 費 用	825	1,505
手 形 貸 付	39,318	35,787	給 付 補 填 備 金	2	11
証 書 貸 付	632,696	672,475	未 払 法 人 税 等	1,740	1,402
当 座 貸 越	15,636	18,124	前 受 収 益	214	218
そ の 他 資 産	9,955	10,458	払 戻 未 済 金	1	2
未 決 済 為 替 貸	369	451	払 戻 未 済 持 分	3	3
信 金 中 金 出 資 金	6,387	6,387	職 員 預 り 金	634	569
前 払 費 用	40	33	リ ー ス 債 務	-	6
未 収 収 益	2,665	2,901	資 産 除 去 債 務	7	7
そ の 他 の 資 産	493	684	そ の 他 の 負 債	507	650
有 形 固 定 資 産	16,890	17,329	賞 与 引 当 金	457	421
建 物	5,533	5,852	退 職 給 付 引 当 金	1,661	1,696
土 地	10,299	10,299	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	109	116
リ ー ス 資 産	-	5	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	3	2
建 設 仮 勘 定	229	3	偶 発 損 失 引 当 金	102	138
その他の有形固定資産	828	1,169	債 務 保 証	1,414	1,011
無 形 固 定 資 産	133	141	負 債 の 部 合 計	1,497,475	1,507,368
ソ フ ト ウ ェ ア	111	118	(純 資 産 の 部)		
その他の無形固定資産	21	22	出 資 金	1,711	1,713
前 払 年 金 費 用	1,131	1,138	普 通 出 資 金	1,711	1,713
繰 延 税 金 資 産	7,093	6,211	利 益 剰 余 金	106,868	112,431
債 務 保 証 見 返	1,414	1,011	利 益 準 備 金	1,707	1,711
貸 倒 引 当 金	△ 8,300	△ 8,059	そ の 他 利 益 剰 余 金	105,160	110,719
(うち個別貸倒引当金)	(△4,790)	(△4,536)	特 別 積 立 金	96,000	101,000
			当 期 未 処 分 剰 余 金	9,160	9,719
			会 員 勘 定 合 計	108,580	114,144
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 10,313	△ 7,889
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 10,313	△ 7,889
			純 資 産 の 部 合 計	98,266	106,255
資 産 の 部 合 計	1,595,741	1,613,624	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,595,741	1,613,624

貸借対照表関係注記事項(令和7年度)
1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)満期保有目的の債券 … 移動平均法による償却原価法(定額法)

(2)その他有価証券

①時価のあるもの … 時価法(売却原価は主として移動平均法により算定、株式については決算月の月末時価による時価法)

②市場価格のないもの … 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合等への出資については、組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。その他有価証券の評価差額金については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 38年～50年 その他 2年～20年

5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

7. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び2次査定委員会(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した自己査定の検証担当者(資産検証部署)が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,172百万円であります。

9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法(又は損益処理方法)は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理(又は損益処理)

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理(又は損益処理)

(1)採用している退職給付制度の概要

当金庫の採用している退職給付制度は退職時に内規に基づき給付される一時金制度、確定給付年金制度に基づく年金給付制度、及び厚生年金基金制度(全国信用金庫厚生年金基金)に基づく年金給付制度であります。

(2)厚生年金基金制度に関する事項は以下のとおりであります。

当金庫は、複数の信用金庫により設立された全国信用金庫厚生年金基金(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在)

イ. 年金資産の額	1,796,855 百万円
ロ. 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,828,746 百万円
ハ. 差引額	△31,890 百万円

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和7年3月31日現在) 0.82%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円及び別途積立金95,415百万円であります。本制度に

における過去勤務債務の償却方法は期間14年7ヵ月の元利均等定率償却であります。

11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 当金庫の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点については、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。
15. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
16. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 8,059 百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

17. 子会社等の株式又は出資金の総額 213 百万円
18. 子会社等に対する金銭債務総額 0 百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額 11,558 百万円
20. 有形固定資産の圧縮記帳額 156 百万円
21. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、自動車、原動機付自転車及び電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
22. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他の資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借または賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 3,306 百万円

危険債権額 11,504 百万円

三月以上延滞債権額 521 百万円

貸出条件緩和債権額 6,264 百万円

合計額 21,596 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、749 百万円であります。
24. 担保提供している資産は、次のとおりであります。

担保に提供している資産 有価証券 104,395 百万円

担保資産に対応する債務 別段預金 475 百万円

借入金 43,400 百万円

上記のほか、為替決済、水道料金事務、SCB 地域活性化ローンの取引担保として、預け金 31,500 百万円、その他資産 0 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金 39 百万円及び敷金 29 百万円が含まれております。

25. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は 1,110 百万円であります。

26. 出資1口当たり(100円)の純資産額 6,200円93銭

27. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であり、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスク及び金利リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券・投資信託及び株式であり、満期保有目的・純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク・金利リスク及び価格変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、それぞれ発行体の信用リスク・金利リスク・価格変動リスク及び為替リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスク及び金利リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか、融資部により行われ、また、定期的に経営陣による融資審査会や常勤理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部及びリスク管理統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、リスク管理統括部において金利リスクの管理を行っており、市場リスク管理規程にリスク量の測定方法やリスク限度枠の詳細を明記しております。市場リスク量はVaR計測により算出された数値を用いており、VaRによる管理に加えてΔEVEによる金利リスク量・BPV・金利感応度分析・ΔNII・ストレステスト等によりモニタリングを行い、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握しております。これら金利リスクの管理状況は、月次ベースで市場リスク管理部会・リスク管理統括部会・ALM委員会に報告し、必要に応じ、ALM委員会において今後の対応策等を決定しております。また、リスク限度枠の見直し等、リスク管理に関する重要事項は常勤理事会に付議し、承認を得ております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、リスク管理統括部において為替リスクの管理を行っております。市場リスク管理規程に従い、外国為替レートの一定幅による価格変動やVaR計測によりリスク量を算出して、月次ベースで市場リスク管理部会・リスク管理統括部会・ALM委員会に報告し、必要に応じ、ALM委員会において今後の対応策を決定しております。日次ベースでは、資金証券部において外貨建国債の時価評価を行い、毎週、経営陣まで報告しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、余裕資金運用部会で協議のうえ、ALM委員会に付議し、有価証券取得基準に基づき保有目的区分を明らかにして取得し、保有しております。

また、当金庫は、上場株式等を保有しており、リスク管理統括部において価格変動リスクの管理を行っております。日常的な管理は市場リスク管理規程に従い、株式価格の一定幅による価格変動やVaR計測によりリスク量を算出して、月次ベースで市場リスク管理部会・リスク管理統括部会・ALM委員会に報告し、必要に応じ、ALM委員会において今後の対応策を決定しております。日次ベースでは、資金証券部において上場株式等の時価評価を行い、毎週、経営陣まで報告しております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫は、有価証券・預け金・貸出金・預金積金の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、計測したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫は、金利リスク・為替リスク・価格変動リスクの影響を受ける有価証券のVaRの算定に当たっては、分散共分散法(保有期間120営業日・信頼区間99%・観測期間1年)を採用しております。

令和8年3月31日現在で当金庫の有価証券の市場リスク量(損失額の推計値)は、22,921百万円です。

また、金利リスクの影響を受ける預け金・貸出金・預金積金に関するVaRの算定に当たっては、分散共分散法(保有期間240営業日・信頼区間99%・観測期間5年)を採用しております。

令和8年3月31日現在で当金庫の預け金・貸出金・預金積金の市場リスク量(損失額の推計値)は、9,918百万円です。

なお、当金庫では計測モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを定期的の実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないような市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理し

ております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

28. 金融商品の時価等に関する事項

令和 8 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります(時価の算定方法については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 預け金	308,351	306,602	△1,748
(2) 有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券 (*1)	34,503 491,874	33,176 491,874	△1,326 —
(3) 貸出金 (*2) 貸倒引当金 (*3)	727,136 △8,059		
	719,077	717,553	△1,523
金融資産計	1,553,806	1,549,208	△4,598
(1) 預金積金	1,454,968	1,456,015	1,046
(2) 借入金	44,210	44,117	△93
金融負債計	1,499,179	1,500,132	953

(*1) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和 3 年 6 月 17 日)第 24-3 項及び第 24-9 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格または公表されている基準価額によっております。

自金庫保証付私募債は、当金庫の内部格付、債務者区分に基づいて市場金利で割り引いた時価を算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については 29. 及び 30. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金については、固定金利によるものは一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式 (*1)	38
子法人等出資金(*2)	213
組合出資金 (*2)	264
合 計	517

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和 2 年 3 月 31 日)第 5 項に基づ

き、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 子法人等出資金、組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(※1)	117,551	128,800	4,000	58,000
有価証券	12,640	171,277	167,125	109,075
満期保有目的の債券	999	13,961	17,737	1,803
その他有価証券のうち満期があるもの	11,640	157,316	149,387	107,271
貸出金(※2)	104,447	195,368	135,772	268,800
合 計	234,638	495,446	306,898	435,876

(※1) 預け金のうち、流動性預け金は「1年以内」に含めております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	1,374,276	77,654	2,962	74
借入金	31,928	12,114	167	—
合 計	1,406,205	89,768	3,130	74

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、30.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位: 百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,008	1,011	3
	地方債	—	—	—
	社債	200	200	0
	その他	1,000	1,004	4
	外国証券	1,000	1,004	4
	小 計	2,208	2,215	7
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	11,931	11,491	△440
	地方債	2,795	2,604	△191
	社債	12,867	12,362	△504
	その他	4,699	4,502	△197
	外国証券	4,699	4,502	△197
	小 計	32,294	30,961	△1,333
合 計		34,503	33,176	△1,326

その他有価証券 (単位: 百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	28,617	17,305	11,312
	債券	17,472	17,038	434
	国債	12,145	12,052	92
	地方債	—	—	—
	社債	5,327	4,985	342
	その他	105,188	90,270	14,918
	外国証券	64,508	55,083	9,424
	その他	40,679	35,186	5,493
	小 計	151,279	124,613	26,665
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,291	3,671	△380
	債券	256,006	287,417	△31,410
	国債	138,456	158,734	△20,277
	地方債	14,997	16,739	△1,742
	社債	102,552	111,943	△9,390
	その他	81,297	87,304	△6,006
	外国証券	64,078	69,132	△5,053
	その他	17,219	18,171	△952
	小 計	340,595	378,392	△37,797
合 計		491,874	503,006	△11,131

30. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位: 百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	6,579	2,234	199
債券	39,866	0	3,068
国債	985	—	1
地方債	3,412	—	183
社債	35,467	0	2,883
その他	18,669	2,121	798
外国証券	12,176	1,464	526
その他	6,492	657	271
合 計	65,114	4,356	4,066

31. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、277 百万円(事業債 277 百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、①下落率が 50%以上の場合、②下落率が 2 期連続 30%以上 50%未満の場合に該当したものを時価の回復可能性がないものとして減損処理を行っております。

32. 運用目的の金銭の信託

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	13,468	—

33. 債券貸借取引により貸し付けている有価証券が、「外国証券」に 15,668 百万円含まれております。

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、24,471 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 16,587 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	2,354	百万円
賞与引当金	119	
退職給付引当金	481	
役員退職慰労引当金	33	
減価償却超過額	41	
有価証券減損損失	216	
その他	267	
その他有価証券評価差額金	3,242	

繰延税金資産小計 6,755

評価性引当額 △220

繰延税金資産合計 6,534

繰延税金負債

前払年金費用 323

繰延税金負債合計 323

繰延税金資産の純額 6,211 百万円

36. 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(令和 2 年 3 月 31 日)に基づく、「顧客との契約から生じる収益」、「契約資産」、「契約負債」及び「顧客との契約から生じた債権」については、財務諸表への影響は軽微であることから、他の資産等と区分表示はしておりません。

損益計算書

(単位：千円)

科 目					令和6年度 (第74期)	令和7年度 (第75期)
経常	収	益			27,200,812	28,579,560
資金運用	収	益			19,679,148	22,052,883
貸出金	利	息			8,984,795	10,901,330
預け金	利	息			1,466,960	1,794,881
コールローン	利	息			34,261	-
債券貸借取引	受入	利	息		37,842	20,538
有価証券	利息配	当	金		8,924,568	9,102,199
その他の受入	利	息			230,719	233,933
役務取引等	収	益			1,505,822	1,578,727
受入為替	手数料				512,262	528,920
その他の役務	収	益			993,560	1,049,806
その他の業務	収	益			3,242,851	1,784,906
国債等	債券	売却	益		3,054,183	1,615,950
その他の業務	収	益			188,668	168,956
その他の経常	収	益			2,772,989	3,163,043
償却債権	取立	益			451,678	146,221
株式等	売却	益			2,007,723	2,740,553
金銭の信託運用		益			303,032	275,950
その他の経常	収	益			10,555	317
経常	費	用			19,593,756	21,104,560
資金調達	費	用			1,345,299	3,731,014
預金	利	息			1,180,278	3,365,123
給付補填	備金繰入	額			1,916	12,545
借入金	利	息			159,758	350,264
その他の支払	利	息			3,346	3,080
役務取引等	費	用			1,108,240	1,249,583
支払為替	手数料				154,544	157,750
その他の役務	費用				953,695	1,091,832
その他の業務	費用				6,117,557	4,234,946
国債等	債券	売却	損		6,067,409	3,866,375
国債等	債券	償却			-	277,175
その他の業務	費用				50,148	91,396
経常	費用				9,526,767	10,317,557
人件	費用				6,419,012	6,768,770
人物	費用				2,794,925	3,217,015
税	金				312,828	331,771
その他の経常	費用				1,495,892	1,571,457
貸倒引当金	繰入	額			1,300,335	1,080,018
貸出金	償却				62	82
株式等	売却	損			-	199,785
金銭の信託運用		損			57,447	114,820
その他の資産	償却				6,510	6,831
その他の経常	費用				131,535	169,919
経常	利	益			7,607,055	7,475,000
特別	利	益			40,353	-
固定資産	処分	益			40,353	-
特別	損	失			29,156	13,624
固定資産	処分	損			29,156	13,624
税引前	当期純	利益			7,618,253	7,461,376
法人税、住民税	及び事業	税			2,120,540	1,840,598
法人税等	調整	額			△ 92,000	△ 10,000
法人税等	合計	計			2,028,540	1,830,598
当期純	利	益			5,589,713	5,630,778
繰越金(当期首	残高)				3,571,048	4,088,992
当期未処分	剰余金				9,160,761	9,719,770

損益計算書関係注記事項(令和7年度)

- 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 出資1口当たり(100円)の当期純利益金額 328円 92銭
- 3. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。 なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
外国為替業務	輸出・輸入手数料、外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	
その他の役務取引等	手形小切手交 hands 手数料、再発 hands 手数料、口座振替手数料、口座維持手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料	
	投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料	
	保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料	
	その他の役務取引等業務に係る受入手数料	

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (第74期)	令和7年度 (第75期)
当 期 未 処 分 剰 余 金	9,160,761	9,719,770
剰 余 金 処 分 額	5,071,769	5,087,675
利 益 準 備 金	3,420	2,150
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金 (配 当 率)	(年4%) 68,349	(年5%※) 85,525
特 別 積 立 金	5,000,000	5,000,000
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	4,088,992	4,632,095

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

※創立75周年記念配当年1%を含んでいます。

令和7年6月26日開催の第74期通常総代会及び、令和8年6月26日開催の第75期通常総代会で報告を行った令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

令和7年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和8年6月29日

飯能信用金庫 理事長 松下寿夫

役職員の報酬体系

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

①基本報酬及び賞与

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

②退職慰労金

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	226

(注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は2名です（期中に退任した者を含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」158百万円、「退職慰労金」55百万円となっております。

「賞与」の支払いはありません。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和7年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

金庫の主要な事業に関する事項

1. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標

最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	20,380	21,733	24,792	27,200	28,579
業務純益	5,567	5,436	4,975	5,340	5,976
経常利益	6,791	6,723	7,585	7,607	7,475
当期純利益	4,527	4,842	5,319	5,589	5,630
純資産額	100,618	93,309	106,675	98,266	106,255
総資産額	1,520,324	1,537,045	1,633,296	1,595,741	1,613,624
預金積金残高	1,360,977	1,368,707	1,392,236	1,417,109	1,454,968
貸出金残高	606,222	632,599	652,006	688,984	727,136
有価証券残高	638,648	604,835	607,765	538,491	526,895
単体自己資本比率(%)	13.46	13.72	13.86	15.02	15.35
出資総額	1,704	1,709	1,707	1,711	1,713
出資総口数(百万口)	17	17	17	17	17
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	3円	3円	3円	4円	5円
会員数	75,293人	75,245人	75,279人	75,421人	75,666人
役員数	15人	16人	14人	15人	14人
うち常勤役員数	9人	8人	9人	8人	8人
職員数	879人	831人	817人	811人	839人

2. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標

①業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）、資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支

業務粗利益

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
資金運用収支	18,342,002	18,351,849
資金運用収益	19,679,148	22,052,883
資金調達費用	1,337,146	3,701,034
役務取引等収支	397,582	329,143
役務取引等収益	1,505,822	1,578,727
役務取引等費用	1,108,240	1,249,583
その他の業務収支	△ 2,874,706	△ 2,450,039
その他業務収益	3,242,851	1,784,906
その他業務費用	6,117,557	4,234,946
業務粗利益	15,864,878	16,230,952
業務粗利益率	0.99%	1.02%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用（令和6年度8,153千円、令和7年度29,980千円）を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

業務純益

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
業 務 純 益	5,340,318	5,976,531
実 質 業 務 純 益	6,405,318	5,989,531
コ ア 業 務 純 益	9,418,544	8,517,131
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	9,393,987	8,442,706

(注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、臨時的な経費等を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。

2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

②資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘

資金運用収支の内訳

	平均残高 (百万円)		利息 (千円)		利回り (%)	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
資 金 運 用 勘 定	1,594,866	1,583,179	19,679,148	22,052,883	1.23	1.39
うち貸出金	667,089	706,458	8,984,795	10,901,330	1.34	1.54
うち預け金	321,274	317,629	1,466,960	1,794,881	0.45	0.56
うち有価証券	590,201	552,050	8,924,568	9,102,199	1.51	1.64
資 金 調 達 勘 定	1,510,503	1,493,161	1,337,146	3,701,034	0.08	0.24
うち預金積金	1,406,443	1,432,535	1,182,194	3,377,669	0.08	0.23
うち借入金	113,582	72,501	159,758	350,264	0.14	0.48

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和6年度2,550百万円、令和7年度2,716百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和6年度10,191百万円、令和7年度12,491百万円)及び利息(令和6年度8百万円、令和7年度29百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

利鞘

(単位：%)

	令和6年度	令和7年度
資 金 運 用 利 回	1.23	1.39
資 金 調 達 原 価 率	0.71	0.93
総 資 金 利 鞘	0.51	0.45

③受取利息及び支払利息の増減

受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	令和6年度			令和7年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	75,215	1,857,777	1,932,993	△ 42,122	2,464,208	2,422,086
うち貸出金	373,072	414,983	788,055	607,505	1,309,029	1,916,534
うち預け金	97,776	386,946	484,723	△ 20,598	348,519	327,921
うち有価証券	△ 395,633	1,055,848	660,214	△ 629,029	806,660	177,630
支 払 利 息	32,285	969,650	1,001,936	△ 136,945	2,522,926	2,385,980
うち預金積金	17,370	840,072	857,442	61,521	2,133,953	2,195,474
うち借入金	14,915	129,578	144,494	△ 198,466	388,973	190,506

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含める方法としております。

④総資産経常利益率、総資産当期純利益率

利益率

(単位：％)

	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.46	0.46
総資産当期純利益率	0.34	0.34

(注) 総資産経常（当期純）利益率＝ $\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

(2) 預金に関する指標

①流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

		令和6年度	令和7年度
流 動 性 預 金		724,197	743,933
うち有利利息預金		675,954	697,163
定 期 性 預 金		682,245	688,601
うち固定金利定期預金		664,372	672,407
うち変動金利定期預金		11	10
計		1,406,443	1,432,535
譲 渡 性 預 金		—	—
合 計		1,406,443	1,432,535

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

②固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

定期預金残高

(単位：百万円)

		令和6年度	令和7年度
定 期 預 金		651,163	669,937
固定金利定期預金		651,143	669,918
変動金利定期預金		11	10
その他の		8	8

(3) 貸出金等に関する指標

①割引手形、手形貸付、証書貸付及び当座貸越の平均残高

貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
割 引 手 形	2,187	1,340
手 形 貸 付	42,562	38,117
証 書 貸 付	609,803	651,734
当 座 貸 越	12,536	15,265
合 計	667,089	706,458

②変動金利及び固定金利の区分ごとの貸出金の残高

貸出金残高

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
貸 出 金	688,984	727,136
う ち 変 動 金 利	473,192	515,967
う ち 固 定 金 利	215,792	211,169

③担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
当 金 庫 預 金 積 金	5,871	5,715
有 価 証 券	59	53
動 産	—	—
不 動 産	158,810	166,489
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	152,654	163,238
保 証	135,481	153,110
信 用	236,106	238,529
そ の 他	—	—
合 計	688,984	727,136

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
当 金 庫 預 金 積 金	14	8
有 価 証 券	—	—
不 動 産	19	18
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	12	11
保 証	—	—
信 用	1,368	973
そ の 他	—	—
合 計	1,414	1,011

④使途別の貸出金残高

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

	令和6年度		令和7年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	431,981	62.70	455,287	62.61
運 転 資 金	257,003	37.30	271,849	37.39
合 計	688,984	100.00	727,136	100.00

住宅ローン及び消費者ローン残高

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
住 宅 ロ ー ン	229,273	252,849
消 費 者 ロ ー ン	7,476	8,038

⑤業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円、%)

業種区分	令和6年度			令和7年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	1,172	33,964	4.92	1,143	33,570	4.61
農 業、林 業	37	210	0.03	41	398	0.05
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	2,747	56,557	8.20	2,849	58,912	8.10
電気・ガス・熱供給・水道業	33	1,602	0.23	33	2,698	0.37
情 報 通 信 業	69	763	0.11	72	1,072	0.14
運 輸 業、郵 便 業	323	11,369	1.65	331	11,514	1.58
卸 売 業、小 売 業	1,141	28,736	4.17	1,160	28,895	3.97
金 融 業、保 険 業	52	47,156	6.84	50	48,410	6.65
不 動 産 業	2,036	165,385	24.00	2,073	172,653	23.74
物 品 賃 貸 業	14	2,248	0.32	14	2,093	0.28
学術研究、専門・技術サービス業	33	269	0.03	36	232	0.03
宿 泊 業	13	1,323	0.19	15	1,425	0.19
飲 食 業	469	5,432	0.78	438	5,289	0.72
生活関連サービス業、娯楽業	241	6,468	0.93	239	6,441	0.88
教 育、学 習 支 援 業	51	1,822	0.26	50	1,784	0.24
医 療、福 祉	305	24,961	3.62	308	25,900	3.56
そ の 他 の サ ー ビ ス	1,479	31,346	4.54	1,518	31,920	4.38
小 計	10,215	419,619	60.90	10,370	433,214	59.57
国・地方公共団体等	9	25,546	3.70	10	26,247	3.60
個 人	19,487	243,818	35.38	19,759	267,674	36.81
合 計	29,711	688,984	100.00	30,139	727,136	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

⑥預貸率の期末値及び期中平均値

預貸率

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
貸出金 (期末残高) (A)	688,894	727,136
預 金 (期末残高) (B)	1,417,109	1,454,968
預貸率	(A/B)	49.97%
	期中平均	49.31%

(注) 1.
$$\text{預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

2. 預金には定期積金を含んでおります。

⑦貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
貸出金償却額	0	0

(4) 有価証券に関する指標

①商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

②有価証券の種類別の残存期間別の残高

令和6年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	3,999	9,280	41,559	26,083	34,736	55,017	—	170,677
地方債	—	—	1,187	2,022	8,323	6,532	—	18,064
社債	2,018	7,678	8,743	7,592	31,920	63,963	—	121,916
株式	—	—	—	—	—	—	22,954	22,954
外国証券	7,631	48,673	28,645	15,319	26,528	23,146	—	149,944
その他の証券	2,119	8,980	6,011	2,145	1,899	3,845	29,930	54,933

令和7年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	—	30,390	43,538	7,905	42,835	38,872	—	163,542
地方債	—	—	3,043	1,220	7,922	5,606	—	17,793
社債	1,741	5,360	12,628	10,101	44,784	46,330	—	120,947
株式	—	—	—	—	—	—	31,985	31,985
外国証券	10,349	50,979	15,296	23,953	24,286	13,315	—	138,179
その他の証券	548	5,659	4,426	2,798	1,683	5,018	34,311	54,447

③有価証券の種類別の平均残高

有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	170,677	188,578	163,542	184,028
地方債	18,064	19,170	17,793	19,752
社債	121,916	153,465	120,947	137,511
株式	22,954	19,265	31,947	19,814
投資信託	59,418	61,350	55,465	55,185
外国証券	143,889	147,084	134,287	133,850
その他の証券	1,570	1,286	2,912	1,907
合計	538,491	590,201	526,895	552,050

④預証率の期末値及び期中平均値

預証率

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
有価証券（期末残高）（A）	538,491	526,895
預金（期末残高）（B）	1,417,109	1,454,968
預証率	(A/B)	37.99%
	期中平均	36.21%
		41.96%
		38.53%

(注) 1. $\text{預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 預金には定期積金を含んでおります。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)		貸倒引当 金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a - c)
破産更生債権及びこれら に 準 ず る 債 権	令和6年度	3,104	3,104	2,730	374	100.00%	100.00%	
	令和7年度	3,306	3,306	2,915	390	100.00%	100.00%	
危 険 債 権	令和6年度	12,929	10,592	8,682	1,910	81.92%	44.97%	
	令和7年度	11,504	9,496	7,854	1,641	82.54%	44.97%	
要 管 理 債 権	令和6年度	6,506	4,448	1,608	2,839	68.36%	57.98%	
	令和7年度	6,786	4,949	2,046	2,902	72.92%	61.23%	
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和6年度	206	163	138	24	79.23%	36.62%	
	令和7年度	521	513	450	62	98.31%	87.68%	
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和6年度	6,300	4,284	1,469	2,815	68.01%	58.28%	
	令和7年度	6,264	4,436	1,596	2,840	70.81%	60.83%	
小 計 (A)	令和6年度	22,540	18,145	13,021	5,124	80.50%	53.83%	
	令和7年度	21,596	17,751	12,817	4,934	82.19%	56.20%	
正 常 債 権 (B)	令和6年度	669,396						
	令和7年度	708,195						
総 与 信 残 高 (A) + (B)	令和6年度	691,936						
	令和7年度	729,791						

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 正常債権(B)は、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び償還金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。

有価証券等の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

1. 有価証券

- (1) 売買目的有価証券
該当ありません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	8,968	9,109	140	1,008	1,011	3
	地方債	200	200	0	—	—	—
	社債	3,320	3,332	12	200	200	0
	その他	1,700	1,712	12	1,000	1,004	4
	小 計	14,188	14,354	165	2,208	2,215	7
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	1,981	1,904	△77	11,931	11,491	△440
	地方債	499	497	△2	2,795	2,604	△191
	社債	1,346	1,336	△10	12,867	12,362	△504
	その他	2,799	2,724	△75	4,699	4,502	△197
	小 計	6,628	6,463	△165	32,294	30,961	△1,333
合 計		20,817	20,817	0	34,503	33,176	△1,326

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	17,017	12,956	4,061	28,617	17,305	11,312
	債券	74,015	73,114	901	17,472	17,038	434
	国債	65,654	65,011	642	12,145	12,052	92
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	8,361	8,103	258	5,327	4,985	342
	その他	105,932	96,224	9,707	105,188	90,270	14,918
	外国証券	72,250	65,799	6,450	64,508	55,083	9,424
	その他	33,681	30,424	3,256	40,679	35,186	5,493
	小 計	196,965	182,295	14,670	151,279	124,613	26,665
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	5,898	6,962	△1,064	3,291	3,671	△380
	債券	220,325	241,981	△21,655	256,006	287,417	△31,410
	国債	94,072	106,544	△12,471	138,456	158,734	△20,277
	地方債	17,365	18,460	△1,095	14,997	16,739	△1,742
	社債	108,887	116,975	△8,088	102,552	111,943	△9,390
	その他	94,270	100,668	△6,397	81,297	87,304	△6,006
	外国証券	67,139	71,223	△4,084	64,078	69,132	△5,053
	その他	27,131	29,444	△2,313	17,219	18,171	△952
	小 計	320,494	349,612	△29,117	340,595	378,392	△37,797
合 計		517,460	531,908	△14,447	491,874	503,006	△11,131

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

(4) 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	38	38
子法人等出資金	40	213
組合出資金	135	264
合 計	213	517

2. 金銭の信託

(1) 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
11,595	—	13,468	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

(2) 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

(3) その他の金銭の信託

該当ありません。

3. デリバティブ取引

(1) 金利関連取引

(2) 通貨関連取引

(3) 株式関連取引

(4) 債券関連取引

(5) 商品関連取引

(6) クレジットデリバティブ取引

いずれも該当ありません。

子会社等

子法人等

名称	飯能信金地域未来創造投資事業有限責任組合
主たる営業所又は事務所の所在地	埼玉県飯能市栄町24番地9
資本金又は出資金	221百万円
事業の内容	投資事業(株式・金銭債権等への投資、投資先企業への経営・技術指導)
設立年月日	令和6年7月1日
金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	0%

自己資本の充実の状況（自己資本比率規制 第3の柱）

単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項（単体）

単体自己資本比率

（単位：百万円、％）

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	108,511	114,059
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,711	1,713
うち、利益剰余金の額	106,868	112,431
うち、外部流出予定額（△）	68	85
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,558	3,580
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,558	3,580
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	112,070	117,639
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	96	102
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	96	102
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	818	823
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	914	926
自己資本		
自己資本の額（イ）－（ロ）（ハ）	111,155	116,713
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	710,682	729,858
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△55,316	△40,222
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	29,043	30,308
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	739,726	760,167
自己資本比率		
自己資本比率（ハ）／（ニ）	15.02%	15.35%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 定量的な開示事項（単体）

（1）自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

		令和6年度		令和7年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額		710,682	28,427	729,858	29,194
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー		697,444	27,897	735,538	29,421
イ. 信用リスク・アセットの合計額	現金	—	—	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	90	3	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	5,387	215	5,587	223
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,967	78	2,318	92
	国際開発銀行向け	98	3	59	2
	地方公共団体金融機構向け	703	28	825	33
	我が国の政府関係機関向け	879	35	1,077	43
	地方三公社向け	327	13	331	13
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	75,630	3,025	72,335	2,893
	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	11,383	455	9,781	391
	カバード・ボンド向け	—	—	—	—
	法人等向け（うち特定貸付債権を含む）	120,889	4,835	110,919	4,436
	うち特定貸付債権向け	—	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	34,047	1,361	38,368	1,534
	トランザクター向け	344	13	388	15
	不動産関連向け	259,167	10,366	274,693	10,987
	自己居住用不動産等向け	104,338	4,173	114,629	4,585
	賃貸用不動産向け	82,184	3,287	86,768	3,470
	事業用不動産関連向け	68,506	2,740	68,995	2,759
	その他不動産関連向け	4,137	165	4,299	171
	ADC 向け	—	—	—	—
	劣後債権及びその他資本性証券等	95,933	3,837	83,963	3,358
	延滞等向け	21,154	846	21,320	852
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,532	61	1,551	62
	取立未済手形	73	2	90	3
	信用保証協会等による保証付	5,137	205	5,221	208
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
	株式等	20,302	812	66,286	2,651
	上記以外	54,122	2,164	50,587	2,023
	重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	19,811	792	15,485	619
	信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	6,422	256	6,433	257
	特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	8,287	331	8,327	333
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
	上記以外のエクスポージャー	19,600	784	20,341	813
②証券化エクスポージャー		—	—	—	—
イ. 信用リスク・アセットの合計額	証券化	オリジネーター		—	—
		投資家		—	—
	再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		68,554	2,742	34,542	1,381
イ. 信用リスク・アセットの合計額	ルック・スルー方式	68,554	2,742	34,542	1,381
	マンドート方式	—	—	—	—
	蓋然性方式（250%）	—	—	—	—

	蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
	フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
	④未決済取引	—	—	—	—
	⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 55,316	△ 2,212	△ 40,222	△ 1,608
	⑥CVAリスク相当額を八%で除して得た額 (簡便法)	—	—	—	—
	⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
	ロ、オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八%で除して得た額	29,043	1,161	30,308	1,212
	BI	19,362		20,205	
	BIC	2,323		2,424	
ハ、単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額 (イ+ロ)		739,726	29,589	760,167	30,406

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

(2) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		その他			
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
国 内		1,440,216	1,446,747	690,398	728,147	379,932	356,340	369,886	362,259	1,986	2,779
国 外		143,889	143,889	—	—	143,889	143,889	—	—	—	—
地 域 別 合 計		1,584,105	1,590,636	690,398	728,147	523,821	500,229	369,886	362,259	1,986	2,779
製 造 業		85,053	83,621	34,162	33,688	50,890	49,932	—	—	90	513
農 業 、 林 業		218	409	218	409	—	—	—	—	6	6
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業		2,265	2,398	—	—	2,265	2,398	—	—	—	—
建 設 業		60,664	62,756	56,948	59,161	3,716	3,595	—	—	297	282
電気・ガス・熱供給・ 水 道 業		17,722	19,712	1,602	2,698	16,120	17,014	—	—	—	—
情 報 通 信 業		12,734	13,430	763	1,072	11,971	12,358	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業		25,129	27,129	11,449	11,548	13,680	15,580	—	—	16	32
卸 売 業 、 小 売 業		41,756	37,458	28,983	29,054	12,772	8,404	—	—	130	381
金 融 業 、 保 険 業		425,006	412,439	47,156	48,410	60,664	55,678	317,185	308,351	—	—
不 動 産 業		176,242	184,272	165,594	172,875	10,648	11,397	—	—	745	869
物 品 賃 貸 業		2,258	2,095	2,258	2,095	—	—	—	—	—	—
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業		282	243	282	243	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業		1,374	1,488	1,323	1,425	51	63	—	—	—	3
飲 食 業		5,432	5,289	5,432	5,289	—	—	—	—	97	24
生活関連サービス業、 娯 楽 業		6,576	6,560	6,468	6,441	108	119	—	—	4	2
教 育 、 学 習 支 援 業		1,822	1,784	1,822	1,784	—	—	—	—	193	191
医 療 、 福 祉		24,976	25,907	24,976	25,907	—	—	—	—	0	28
そ の 他 の サ ー ビ ス		34,009	33,276	31,570	32,101	2,438	1,175	—	—	136	57
国・地方公共団体等		284,218	277,837	25,546	26,247	258,672	251,590	—	—	—	—
政 府 関 係 機 関 等		23,356	20,284	—	—	23,356	20,284	—	—	—	—
個 人		243,832	267,687	243,832	267,687	—	—	—	—	266	385
そ の 他		109,164	104,545	—	—	56,463	50,636	52,700	53,908	—	—
業 種 別 合 計		1,584,105	1,590,636	690,398	728,147	523,821	500,229	369,886	362,259	1,986	2,779
1 年 以 下		119,680	117,527	103,970	104,893	15,709	12,633	0	317		
1 年 超 3 年 以 下		168,374	192,673	97,772	107,436	70,213	84,848	388	31		
3 年 超 5 年 以 下		173,557	166,653	89,379	88,394	84,177	78,258	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		113,204	102,962	60,208	58,281	52,996	44,681	—	—		
7 年 超 1 0 年 以 下		174,187	198,472	71,629	77,567	102,558	120,905	—	—		
1 0 年 超		400,190	377,259	248,218	268,822	151,972	108,436	—	—		
期間の定めのないもの		434,909	435,085	19,218	22,748	46,193	50,466	369,497	361,911		
残 存 期 間 別 合 計		1,584,105	1,590,636	690,398	728,147	523,821	500,229	369,886	362,259		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当 期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和 6 年度	2,445	3,510	—	2,445	3,510
	令和 7 年度	3,510	3,523	—	3,510	3,523
個別貸倒引当金	令和 6 年度	5,037	4,790	482	4,554	4,790
	令和 7 年度	4,790	4,536	1,320	3,469	4,536
合 計	令和 6 年度	7,482	8,300	482	6,999	8,300
	令和 7 年度	8,300	8,059	1,320	6,979	8,059

(注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等を含めておりません。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 6年度	令和 7年度
製 造 業	715	554	554	551	715	554	554	551	—	—
農 業 、 林 業	—	—	—	1	—	—	—	1	—	0
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	695	616	616	626	695	616	616	626	0	0
電気・ガス・熱供給・ 水 道 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	0	0	0	—	0	0	0	—	—	—
運輸業、郵便業	28	28	28	26	28	28	28	26	—	—
卸売業、小売業	158	175	175	153	158	175	175	153	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	625	551	551	411	625	551	551	411	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	1	1	1	1	1	1	1	1	—	—
宿 泊 業	102	101	101	98	102	101	101	98	—	—
飲 食 業	31	36	36	28	31	36	36	28	—	—
生活関連サービス 業、 娯 楽 業	84	74	74	62	84	74	74	62	—	—
教育、学習支援業	68	68	68	63	68	68	68	63	—	—
医 療 、 福 祉	2,172	2,155	2,155	2,156	2,172	2,155	2,155	2,156	—	—
その他のサービス	143	221	221	193	143	221	221	193	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	207	204	204	159	207	204	204	159	0	—
合 計	5,037	4,790	4,790	4,536	5,037	4,790	4,790	4,536	0	0

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和6年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	10,778	—	10,778	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	281,081	—	281,081	—	90	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	41,147	—	41,147	—	5,387	13
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	43,741	—	43,741	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	4,835	—	4,835	—	1,967	40
国際開発銀行向け	1,663	—	1,663	—	98	5
地方公共団体金融機構向け	7,036	—	7,036	—	703	10
我が国の政府関係機関向け	12,474	—	12,474	—	879	7
地方三公社向け	1,775	—	1,637	—	327	18
金融機関 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	302,997	—	302,997	—	75,630	24
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	28,023	—	28,023	—	11,383	40
カード・ポイント向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	184,209	11,962	176,784	1,332	120,889	68
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	46,478	75,859	42,077	1,776	34,047	78
トラザクター向け	—	66,506	—	765	344	45
不動産関連向け	406,636	2,270	404,177	238	259,167	64
自己居住用不動産等向け	228,544	2,270	228,220	238	104,338	46
賃貸用不動産向け	103,099	—	102,272	—	82,184	79
事業用不動産関連向け	67,712	—	66,788	—	68,506	101
その他不動産関連向け	7,279	—	6,895	—	4,137	56
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	39,382	—	39,370	—	95,933	243
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	15,908	577	15,790	226	21,154	132
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,532	—	1,532	—	1,532	99
取立未済手形	369	—	369	—	73	20
信用保証協会等による保証付	53,078	497	53,078	49	5,137	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	20,302	—	20,302	—	20,302	100
合計					710,682	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(単位：百万円)

	令和7年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	9,192	—	9,192	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	268,489	—	268,489	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	43,126	—	43,126	—	5,587	12
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	44,183	—	44,183	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	5,753	—	5,753	—	2,318	40
国際開発銀行向け	1,428	—	1,428	—	59	4
地方公共団体金融機構向け	8,256	—	8,256	—	825	10
我が国の政府関係機関向け	14,350	—	14,350	—	1,077	7
地方三公社向け	1,782	—	1,782	—	331	18
金融機関 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	291,010	—	291,010	—	72,335	24
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	23,775	—	23,775	—	9,781	41
カード・ポイント向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	178,388	7,881	171,541	1,009	110,919	64
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	54,501	75,984	49,713	1,719	38,368	75
トランザクター向け	—	66,083	—	862	388	45
不動産関連向け	438,287	2,193	435,544	230	274,693	63
自己居住用不動産等向け	251,034	2,193	250,727	230	114,629	46
貸貸用不動産向け	110,955	—	109,959	—	86,768	78
事業用不動産関連向け	68,716	—	67,691	—	68,995	100
その他不動産関連向け	7,581	—	7,166	—	4,299	56
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	34,683	—	34,523	—	83,963	242
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	15,533	561	15,415	218	21,320	136
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,551	—	1,551	—	1,551	99
取立未済手形	451	—	451	—	90	20
信用保証協会等による保証付	53,531	575	53,531	57	5,221	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	50,978	—	50,978	—	66,286	130
合計					729,858	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに
リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和6年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0 %	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	10,778	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	280,781	—	—	—	—	300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	33,836	—	—	195	—	566	—	—	—	—	—	—	2,504	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	43,741	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	3,271	—	—	—	—	—	—	—	—	794	—	—	—
国際開発銀行向け	1,168	—	—	494	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	7,036	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	3,683	8,791	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	1,637	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,508	—	—	201,187	—	75,364	—	—	—	—	—	—	8,836	—	4,080	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	5,539	—	13,890	—	—	—	—	—	—	1,501	—	2,077	—
カード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	43,883	—	—	—	—	—	—	—	—	29,229	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	765	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	765	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	96,583	1,929	15,241	—	5,822	—	5,479	—	14,592	9,941	—	16,602	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	96,583	1,929	6,973	—	—	—	5,479	—	—	9,941	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	8,267	—	5,822	—	—	—	14,592	—	—	9,706	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,895	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	740	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	369	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	1,751	51,376	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	382,250	67,204	—	347,621	1,929	91,472	—	5,822	—	5,479	—	15,357	52,048	—	20,683	—

(単位：百万円)

	令和6年度																
	資産の額及び与信相当額の合計額（OCF・信用リスク削減効果適用後）																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,778	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	281,081	
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	3,058	—	—	—	—	—	—	—	—	986	—	—	—	41,147	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43,741	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	283	—	—	—	485	—	—	—	—	4,835	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,663	
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,036	
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,474	
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,637	
金融機関・第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,008	—	1,002	—	—	—	1,004	1,002	—	—	—	—	—	—	1,002	302,997	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,008	—	—	—	—	—	—	1,002	—	—	—	—	—	—	1,002	28,023	
カーカード・ポイント向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	1,192	3,023	7,495	44,814	—	—	42,810	1,664	—	—	1,570	1,387	—	—	1,045	178,116	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	37,542	—	—	—	—	5,545	—	—	—	—	—	—	—	—	43,854	
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	765	
不動産関連向け	117,587	6,188	—	—	6,540	146	—	57,394	49,288	14	—	1,062	—	—	—	404,415	
自己居住用不動産等向け	107,547	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	228,458	
賃貸用不動産向け	—	6,186	—	—	—	146	—	57,394	—	—	—	156	—	—	—	102,272	
事業用不動産関連向け	10,040	—	—	—	6,540	—	—	—	49,288	14	—	905	—	—	—	66,788	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,895	
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	39,370	—	—	—	39,370	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	4,261	—	—	—	—	11,015	—	—	—	16,016	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	1,532	—	—	—	—	—	—	—	—	1,532	
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	369	
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	53,128	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20,242	59	—	20,302	
合計	121,788	46,754	11,556	44,814	6,540	146	55,437	60,060	49,288	14	2,055	53,821	20,242	59	2,047	1,464,500	

(単位：百万円)

	令和7年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0 %	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	9,192	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	268,489	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	35,486	—	—	194	—	561	—	—	—	—	—	—	2,678	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	44,183	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	3,684	—	—	—	—	—	—	—	—	1,275	—	—	—
国際開発銀行向け	1,130	—	—	298	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	8,256	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	3,575	10,775	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	126	—	—	1,655	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	7,515	—	—	196,408	—	67,148	—	—	—	—	—	—	7,338	—	4,072	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	5,140	—	10,433	—	—	—	—	—	—	1,501	—	1,685	—
カード・ポント向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	49,085	—	—	—	—	—	458	—	—	26,071	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	862	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	862	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	105,740	2,393	16,472	—	7,428	—	6,557	—	19,070	11,174	—	14,322	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	105,740	2,393	7,227	—	—	—	6,557	—	—	11,174	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	9,244	—	7,428	—	—	—	19,070	—	—	7,155	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,167	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	693	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	451	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	1,369	52,218	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	371,070	71,250	—	357,519	2,393	84,183	—	7,428	—	7,015	—	19,933	49,232	—	18,394	—

(単位：百万円)

	令和7年度																
	資産の額及び与信相当額の合計額（OCF・信用リスク削減効果適用後）																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,192	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	268,489	
外国の中央政府及び中央銀行向け	500	—	2,535	—	—	—	185	—	—	—	—	984	—	—	—	43,126	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44,183	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	296	—	—	—	498	—	—	—	—	5,753	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,428	
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,256	
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14,350	
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,782	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4,011	1,506	1,002	—	—	—	1,004	1,002	—	—	—	—	—	—	—	291,010	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4,011	—	1,002	—	—	—	—	1,002	—	—	—	—	—	—	—	24,777	
カード・ポスト向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	891	2,667	7,354	48,834	—	—	35,085	385	—	—	450	270	—	—	996	172,551	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	50,360	—	—	—	—	209	—	—	—	—	—	—	—	—	51,432	
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	862	
不動産関連向け	128,418	6,589	—	—	7,580	—	—	60,286	48,678	205	—	856	—	—	—	435,774	
自己居住用不動産等向け	117,862	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	250,956	
賃貸用不動産向け	—	6,588	—	—	—	—	—	60,286	—	—	—	185	—	—	—	109,959	
事業用不動産関連向け	10,555	—	—	—	7,580	—	—	—	48,678	205	—	671	—	—	—	67,691	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,167	
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	34,523	—	—	—	34,523	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	2,874	—	—	—	—	12,066	—	—	—	15,634	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	1,551	—	—	—	—	—	—	—	—	1,551	
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	451	
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	53,588	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50,932	46	—	50,978	
合計	133,820	61,123	10,892	48,834	7,580	—	41,207	61,674	48,678	205	948	48,702	50,932	46	996	1,504,062	

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円、%)

令和6年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果 適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	896,487	2,768	10.39	896,300
40%～70%	215,708	66,659	10.00	215,357
75%	50,185	9,070	16.98	46,754
80%	11,556	—	—	11,556
85%	48,315	2,440	18.83	44,814
90%～100%	65,709	10,044	14.21	63,126
105%～130%	112,650	—	—	111,883
150%	53,934	184	10.00	53,821
250%	20,242	—	—	20,242
400%	59	—	—	59
1,250%	—	—	—	—
その他	581	—	—	581
合計	1,475,430	91,168	11.40	1,464,500

(単位：百万円、%)

令和7年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果 適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	893,924	2,768	10.37	893,845
40%～70%	228,562	66,240	10.00	228,396
75%	65,082	9,737	14.98	61,123
80%	10,892	—	—	10,892
85%	52,418	3,424	12.28	48,834
90%～100%	50,978	4,856	17.08	48,787
105%～130%	113,359	—	—	112,225
150%	49,010	169	10.00	48,702
250%	50,932	—	—	50,932
400%	46	—	—	46
1,250%	—	—	—	—
その他	276	—	—	276
合計	1,515,482	87,196	11.05	1,504,062

(注) 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	82,096	78,503	148,530	158,108	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

ア. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）（単位：百万円）

	令和6年度		令和7年度	
	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引
証券化エクスポージャーの額	306	—	—	—
住宅ローン	306	—	—	—
上記を除く資産	—	—	—	—

イ. 再証券化エクスポージャー
該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

ア. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分（％）	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和6年度		令和7年度		令和6年度		令和7年度	
	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引
0％～ 15％未満	306	—	—	—	1	—	—	—
15％～ 50％未満	—	—	—	—	—	—	—	—
50％～ 100％未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100％～ 400％未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400％～1,250％未満	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	306	—	—	—	1	—	—	—

（注） 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4％

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

イ. 再証券化エクスポージャー
該当ありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の適用の有無	なし
-----------------	----

（6）出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	24,311	24,311	34,343	34,343
非 上 場 株 式 等	6,600	—	6,904	—
合 計	30,912	24,311	41,247	34,343

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
売却益	1,630	2,234
売却損	—	199
償 却	—	—

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
評価損益	3,123	11,118

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
該当ありません。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	70,129	38,067
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	31,882	39,295	777	1,005
2	下方パラレルシフト	—	—	△672	△484
3	スティープ化	25,990	31,959		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	31,882	39,295	777	1,005
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	116,713		111,155	

(注) 1. ΔEVE および ΔNII の算定にあたり、複数の通貨は次の通り集計しております。

ΔEVE：金利リスクが正の値となる通貨のみを単純合算しています。

ΔNII：通貨ごとに計測した値を符号に関係なく単純合算しています。

2. 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定方法の概要は、「定性的開示事項」の項目に記載しております。

1. 自己資本の調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

・普通出資

①発行主体：飯能信用金庫

②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：1,713百万円

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。

将来の自己資本の充実策については、経営計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要なリスクであると認識のうえ、「信用リスク管理規程」を制定し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では信用格付制度を導入するとともに、厳格な自己査定を実施しております。また、ポートフォリオ管理として、与信構造と集中リスク管理を行っております。

信用リスク管理の状況については、信用リスク管理部会で協議した結果をリスク管理統括部会に報告し、必要に応じて常勤理事会に報告しております。

貸倒引当金は、「自己査定資産償却引当規程」に基づき算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格

付機関は、以下の機関を採用しております。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・日本格付投資情報センター（R&I）

・日本格付研究所（JCR）

・ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク（MOODY'S）

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法として当金庫が扱う主要な担保には、預金積金があり、担保手続については「融資事務取扱規程」等により適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信頼度を持つ信用保証協会、金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定している一般社団法人しんきん保証基金等があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める「融資取引説明マニュアル」等により適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引及び長期決済期間取引については、該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、証券化商品の投資にあたり、市場環境、当該商品及びその資産に係る市場の状況等、モニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることを確認したうえで投資を行っております。

証券化商品のモニタリング体制について

は、「余裕資金運用規程」に基づき、適切な運用を行っております。

また、保有している証券化商品について、定期的に当該商品及び裏付資産に係る情報を収集し、必要に応じて常勤理事会に報告するなど、適切な管理に努めております。

証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称は、標準的手法を採用しております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

(2) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の機関を採用しております。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・日本格付投資情報センター（R&I）

・日本格付研究所（JCR）

・ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク（MOODY'S）

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「事務処理において、役職員が正確な事務を怠ったり、あるいは事故・不正等を起こすことにより、金融機関が損失を被ったり、信用を毀損するリスク、及びコンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等により金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータの不正使用、犯罪や事故等により、データ処理に伴う障害の発生やデータの毀損によって金融機関が被るリスク」と定義しております。

事務リスクおよびシステムリスクについては「オペレーショナル・リスク管理規程」に基づき、管理態勢強化に努めており、監査法人によるシステムリスク監査も実施しております。

リスクの計測に関しては、標準的計測手法を採用しており、一連のオペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、

オペレーショナル・リスク管理部会で協議した結果をリスク管理統括部に報告し、必要に応じて常勤理事会に報告しております。

（２）オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、標準的計測手法を採用しております。

（３）ＢＩの算出方法

ＢＩ（事業規模指標）をＩＬＤＣ（金利要素）、ＳＣ（役務要素）、ＦＣ（金融商品要素）の合計額として算出しております。

（４）ＩＬＭの算出方法

ＩＬＭの値に１を用いております。

（５）オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＢＩの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

（６）オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＩＬＭの算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

８．銀行勘定に関する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（ＶａＲ）によるリスク計測によって把握するとともに、ストレステストなど複合的なリスクを市場リスク管理部会、リスク管理統括部会、ＡＬＭ委員会にて協議し、必要に応じて常勤理事会に報告しております。

一方、非上場株式、子会社、関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余裕資金運用規程」「有価証券の保有目的区分に関する規程」等に基づいた適切な運用・管理を行っております。リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、適宜、市場リスク管理部会、リスク管理統括部会、ＡＬＭ委員会にて協議し、必要に応じて常勤理事会に報告するなど、適切な管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「保有有価証券会計処理

基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

９．銀行勘定における金利リスクに関する事項

（１）リスク管理の方法及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債の価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては双方とも定期的な評価・計測を行い、適宜対応を講じる態勢としております。

具体的には、金融庁告示に基づく $\Delta E V E$ （金利変動に伴う経済価値変化の指標）や $\Delta N I I$ （金利変動に伴う期間収益変化の指標）の計測をはじめ、金利が１ペーシスポイント（０．０１％）変化した時の現在価値の変化額（ＢＰＶ）などを計測しております。さらに、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益影響度や新商品等の導入による影響などを加えた金利リスク全般に関する事項を市場リスク管理部会、ＡＬＭ委員会、リスク管理統括部会にて協議し、必要に応じて常勤理事会に報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

（２）金利リスク算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクは以下の定義に基づいて算定しております。

・金利感応資産・負債：預貸金、外国為替取引、有価証券、預け金、その他金利・期間を有する資産・負債

・金利ショック幅：金融庁の告示により定められた値

・リスク計測頻度：月次（前月末基準）

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は１．２５年です。

②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は５年です。

③流動性預金への満期の割当方法及びその前提

金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

④固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

期限前償還及び期限前解約に関する行動

オプション性は考慮しておりません。

⑤複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正の値のみを単純合算しております。また、異なる通貨間の相関は考慮しておりません。

⑥スプレッドに関する前提

計算にあたり、有価証券には一般的なマーケットクレジットスプレッド等のスプレッドが含まれておりますが、その他は金利変化分のみを考慮しております。

⑦内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼす前提

内部モデルは使用しておりません。

⑧前事業年度末からの変動に関する説明

$\Delta E V E$ は、有価証券の修正デュレーションが短期化したため、減少しました。

$\Delta N I I$ は貸出金の増加によりＣＦが増加しました。

⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

重要性テストの結果は基準値を上回りますが、金利が急上昇した場合のリスク低減策（アクションプラン）を毎月策定し、機動的なリスク管理態勢の構築に努めております。

（３）当金庫が自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で開示告示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における当該金利リスクに関する事項

当金庫は経営全般のリスクを管理する統合的リスク管理方針に基づき、複数の指標により金利リスクを管理しております。

また、ストレステストの実施にあたり、日常的なマーケット指標の変化によるリスクシナリオに加え、過去に実在した大きな景気変動をモデルにしたリスクシナリオも併用しております。

開示項目一覧

信用金庫法第 89 条（銀行法第 21 条準用）に基づく開示項目

単体（信用金庫法施行規則第 132 条等における規定）

項 目	頁
1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
(1) 事業の組織	25
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	25
(3) 会計監査人の氏名又は名称	資料編 23
(4) 事務所の名称及び所在地	26
2. 金庫の主要な事業の内容	資料編 2
3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	1・2、 23・24
(2) 直近の 5 事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
① 経常収益、② 経常利益又は経常損失、③ 当期純利益又は当期純損失、④ 出資総額及び出資総口数、⑤ 純資産額、⑥ 総資産額、⑦ 預金積金残高、⑧ 貸出金残高、⑨ 有価証券残高、⑩ 単体自己資本比率、⑪ 出資に対する配当金、⑫ 職員数	資料編 25
(3) 直近の 2 事業年度における事業の状況を示す指標	
① 主要な業務の状況を示す指標	資料編 25～27
・業務粗利益及び業務粗利益率	
・業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	
・資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	
・受取利息及び支払利息の増減	
・総資産経常利益率	
・総資産当期純利益率	
② 預金に関する指標	資料編 27
・流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	
・固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	
③ 貸出金等に関する指標	資料編 28・29
・割引手形、手形貸付、証書貸付及び当座貸越の平均残高	
・変動金利及び固定金利の区分ごとの貸出金の残高	
・担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	
・使途別の貸出金残高	
・業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	
・預貸率の期末値及び期中平均値	
④ 有価証券に関する指標	資料編 30
・商品有価証券の種類別の平均残高	
・有価証券の種類別の残存期間別の残高	
・有価証券の種類別の平均残高	
・預証率の期末値及び期中平均値	
4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	
(1) リスク管理の体制	資料編 9
(2) 法令遵守の体制	資料編 12
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	3～18、 資料編 3・4
(4) 金融 ADR 制度への対応	資料編 12・13
5. 金庫の直近の 2 事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	資料編 14～23

(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額	資料編 31
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
② 危険債権	
③ 三月以上延滞債権（貸出金のみ）	
④ 貸出条件緩和債権（貸出金のみ）	
⑤ 正常債権	
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	資料編 34～49
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	資料編 32・33
① 有価証券	
② 金銭の信託	
③ 第 102 条第 1 項第 5 号に掲げる取引	
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	資料編 38
(6) 貸出金償却の額	資料編 29
(7) 金庫が法第 38 条の 2 第 3 項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	資料編 23
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	資料編 23

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 7 条による開示項目

項 目	頁
信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況	資料編 31

Total Support つながり

2026年3月より、ライフステージにあわせたお取引により、各種特典をご利用いただける「Total Support つながり」の取扱いを開始しました。



特典1 給与受取特典
新たな給与受取で…
もれなく**5,000円**
プレゼント!!

特典2 児童手当受取特典
新たな児童手当受取で…
最大**6,000円**
プレゼント!!

特典3 お客さま紹介特典
お客さまご紹介で…
紹介する方に**1,000円**
(最大10名)
紹介された方に**2,000円**
プレゼント!!

特典4 マイポイント定期預金
取引状況に応じて…
最大**0.15%**上乗せ定期が
預け入れ可能!!

特典5 ATM手数料優遇
飯能信用金庫の
キャッシュカードなら…
飯能信用金庫の
ATM利用手数料が**無料!**

特典6 年金受取特典
年金をご指定いただくと…
0.2%上乗せ定期が
預け入れ可能!
さらに、記念品・情報誌・
オリジナルダイアリープレゼント!



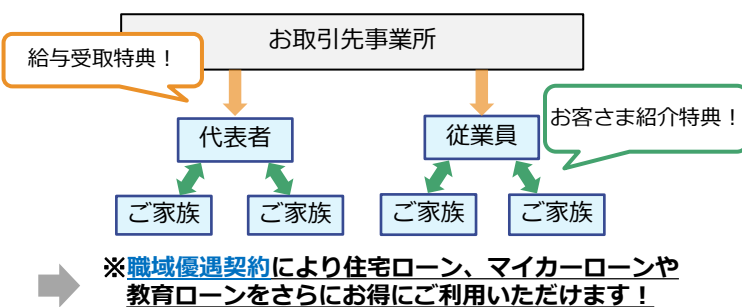
Total Support つながり
特設ページ

職域優遇契約とは

職域優遇契約を当金庫と締結されたお取引先の事業所に勤務する従業員さま向けに、住宅ローンや消費者ローンなどの金利優遇をはじめとする各種サービスを提供し、福利厚生にお役立ていただく制度です。

【事業所におけるご活用例】

当金庫で従業員のみならずみなさまへの**給与振込の設定**をしていただくことで、さまざまな優遇のご案内が可能です!



※**職域優遇契約により住宅ローン、マイカーローンや教育ローンをさらにお得にご利用いただけます!**

二次元コードのご案内

LINE 公式アカウント

当金庫のお知らせや地域のお店のお得なクーポンなどを配信しています。



X (旧Twitter) 公式アカウント

当金庫の最新情報などを発信しています。



Instagram 公式アカウント

地元のお店やイベント情報など地域の魅力を発信しています。



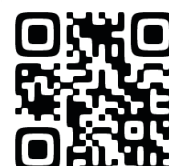
しんきんバンキングアプリ

スマホで便利に振込や残高確認ができるアプリです。



ひと、まち、ぎずな大切に。
飯能信用金庫

〒357-8558 埼玉県飯能市栄町24番地9
☎ 042-972-8111 (代表)
Eメール: honbu@hanno-shinkin.jp
<https://www.shinkin.co.jp/hanno/>



飯能信用金庫HP

発行: 2026年7月